

## 衆議院 第百八十三回国会

## 災害対策特別委員会議録 第七号

平成二十六年五月十七日(金曜日)

平成二十五年五月十七日(金曜日)  
午前九時開議

出席委員

委員長

坂本 剛一君

理事

林田 耕君

理事

原田 泰弘君

憲治君

吉田 泉君

祝稔君

伊藤 忠彦君

大見 正君

北村 誠吾君

笹川 博義君

竹下 亘君

二階 俊博君

藤丸 敏君

牧島 かれん君

務台 俊介君

吉川 赴君

寺島 義幸君

鷺尾英一郎君

毛利 信二君

官

国土交通省大臣官房審議官

官

政府参考人

保全局下水道部長

岡久 宏史君

宏史君

政府参考人

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

守本 憲弘君

憲弘君

官

国土交通省大臣官房審議官

萩本 修君

修君

政府参考人

消防厅国民保護・防災部

大庭 誠司君

同日

寺島 義幸君

鷺尾英一郎君

上西小百合君

宮沢 隆仁君

同日

寺島 義幸君

鷺尾英一郎君

三日月大造君

補欠選任

寺島 義幸君

鷺尾英一郎君

同日

寺島 義幸君

思っております

当時、私も総務副大臣をしておりましたので、さまざま、発災直後の被災者に対する支援がうまく動いていないということ等々がありましたので、総務省として、事務手続といいますか、東日本大震災関連の国民負担の軽減等を踏まえた実態調査をしてくれということで、その実態調査が出てきて、それが次の災害の復旧復興に役立つような、各省庁が自治体との関係でうまく動くような、そういうことをとすることで勧告もあつたはずなんですね。多分、三月一日に各省庁にも勧告があつたと思います。

その中で、罹災証明書というのがあるのですありますけれども、これは被災者からすれば最も大事な書類でありまして、自分がこれからさまざまな支えをしてもらうんだけれども、これがないと動かないということで、罹災証明書。何もなければ、一生にこんな罹災証明書をとることなんといううのはないのですが、この罹災証明書、たしか法的な位置づけはなかつたと思っていました。

印鑑証明書もそうなんですけれども、自治事務というふうな形でそれぞれ動いておりまして、ただ、罹災証明書、個々の自治体の仕事としてやつてもいいんだけれども、広範囲に被害が大きくなると、うちの市町村はこうだけれども他の市町村はこういうふうなことになっているとか、さまざまがあるので、まず、罹災証明書はどういうものであつたのか、ちょっとお伺いいたします。

○原田政府参考人　お答え申し上げます。

罹災証明書につきましては、灾害により被災した住家等の被害の程度を証明したものでございまして、かねてから、法的位置づけのない、市町村の自治事務として、災害発生時に被災者に交付されてきたものでございます。こうした罹災証明書につきましては、先ほども御指摘ありましたように、幅広く活用されておりまして、被災者支援の適切かつ円滑な実施を図る上で極めて重要な役割を果たしているということでございます。

もば ると自全た置住能た入い〇て田こ

黄川田(徹)委員 それで、罹災証明書の中身と  
いいますか、例えば、目視で調査するとか、立ち  
りで調査するとか、さまざま取り扱いがあつ  
て、あるいはまた、調査した結果、再調査も可  
能なだけれども、その部分を自治体によつては  
民の皆さんによく理解をしてもらえるような措  
定をしなかつたとか、さまざま課題がありまし  
。それから、大規模とかあるいはまた半壊とか  
壊とか、さまざまあるのでありますけれども、  
治体によって調査の判断がまちまちだといふこ  
になると、これはまた行政の公平性とかにもと  
ということになります。

ですから、こういう灾害なんというのは、例え  
職員になって何もなく退職する方もあるか  
しれませんが、最近はいつでもどこでもやつて

• 第二部分 演讲稿与写作技巧

當時、私も総務大臣をしておりましたので、さまざま、発災直後の被災者に対する支援がうまく動いていないということ等々がありましたので、総務省として、事務手続といいますか、東日本大震災関連の国民負担の軽減等を踏まえた実態調査をしてくれということで、その実態調査が出てきて、それが次の災害の復旧復興に役立つような、各省庁が自治体との関係でうまく動くような、そういうことをとすることで勧告もあつたはずなんです。多分、三月一日に各省庁にも勧告があつたと思います。

その中で、罹災証明書というのがあるのでありますけれども、これは被災者からすれば最も大事な書類でありまして、自分がこれからさまざまな支えをしてもらはうんだけれども、これがないと動かないということで、罹災証明書。何もなければ、一生にこんな罹災証明書をとることなんというのではないのでありますけれども、この罹災証明書、たしか法的な位置づけはなかつたと思つていきました。

市町村によつては、罹災証明書の発行の前提とならぬる住家被害調査の実施体制が十分でなかつたことから、罹災証明書の交付に長時間を要したといふ事例も少なくなかつたところでござります。

また、これも先ほど御指摘ございましたけれども、昨年、総務省が実施しました調査におきまして、それを受けた勧告が三月に出されておりますけれども、この中で、罹災証明を遅滞なく交付すべきことについて法的位置づけを行うという勧告がござります。

したがいまして、今回の法制化につきましては、東日本大震災における実態、さらには総務省における勧告を踏まえまして、罹災証明書を遅滞なく交付することを市町村の義務として災害対策法に位置づける。あわせて、これを実効あるものとするために、罹災証明書の交付に必要な業務実施体制の構築に平時から取り組むよう努めることを市町村の義務として規定したところでござります。

Digitized by srujanika@gmail.com

らの備えといふ度を設計すれば、そういうふうでありますけれども、たつて、実務がされたわけであつた。○古屋國務大臣では、みずからに立つて御質親、奥様、御厚た。改めて、ふうに思ひます。その上で、人職員が罹災証明書をあつてはならぬ御質問だと思ひます。被害者支援のため罹災証明書を

臣 まず冒頭に、委員におかれら被害者ということで、被害者と問うことでござります。長男、秘書さん、犠牲になられ心から御冥福をお祈りしたいと  
ありますか。

(委員) 様々な問題がござります。市役所全体が全壊する、あるいは私の市では臨時職員、嘱託職員も含め失ったということ等々で、役所がどうすることは、今、電算システム、住民登録の問題等もござります。また課税台帳の関係とか、全部しまうということの中はどうやってやること。

らの備えといいますか、証明書の発行に当たつ  
の実務を担う中での研修の必要といいますか、一  
度を設計すればそれで動くということではな  
くて、そういうことが大事なのではないかと思う  
でありますけれども、この法案を提出するに  
たつて、実務がうまく動くような措置なんかも  
されたわけありますか。

○古屋国務大臣 まず冒頭に、委員におかれま  
しては、みずから被害者ということで、被害者自  
に立つて御質問ということでございます。御「  
親、奥様、御長男、秘書さん、犠牲になられま  
た。改めて、心から御冥福をお祈りしたいと」い  
ふうに思います。

その上で、今の御質問でござりますが、自治  
職員が罹災證明を出すに当たつて、いろいろノ  
ハウ等々を身につけて、その判定にばらつき  
あつてはならないのではないか、そういう趣旨  
御質問だと思いますけれども、確かに、速やかに、  
被害者支援のためには、被害者からの申請に応じ  
て罹災證明書を遅滞なく交付する、これが必要  
であります。市町村があらかじめ住家の被害の状  
況の調査について専門的な知識とか経験を有す  
職員の育成をしていく、極めて大事でございま  
す。

今般の法改正においては、被害者から申請ば  
あつたときには、市町村は遅滞なく住家の被害状  
況を調査し、罹災證明書を交付しなければなら  
いこと、調査について専門的な知識及び経験を有  
する職員の育成に努めなければならないという方  
針を明確にしたところでございます。

これを踏まえまして、内閣府におきましては  
まず、住家の被害認定に係る標準的な調査方法  
の体制づくりの具体的な方法やほかの地方公共  
団体と連携をしていくための先進事例などを示し  
ました「災害に係る住家被害認定業務実施体制の  
構築に関する指針」を示しました。

て、都道府県とともに、「現地に赴いて研修を行いたい」と思つて、また職員が、現地に赴いて研修を行つたのである。○黄川田(徹)ですけれども、現地に赴いて研修を行つたのである。○黄川田(徹)ですけれども、現地に赴いて研修を行つたのである。○黄川田(徹)ですけれども、現地に赴いて研修を行つたのである。

(委員) 本当に想定していなかつたん  
も、市役所 자체が全壊する、あるいは  
私の市では臨時職員、嘱託職員も含  
士を失つたということ等々で、役所が  
いうことは、今、電算システム、住民  
いはまた課税台帳の関係とか、全部  
しまうということの中はどうやつてや  
こと。

罹災証明書によつて、義援金といひ  
再建支援金とか、あるいはまた税の  
か保険料の減免であるとか、さまざま  
けであります、話がちょっと行つ  
ますけれども、特に生活再建支援  
設計は、国と県が半分ずつお金を出  
すが、百人、二百人ぐらいの申請であれ  
生なんでしょうけれども、思い起こせ  
かそういう単位、何万人という話に  
処理し切れないと、等々があ  
さまざま事前に備えた手順、手続  
けじやなくて、実際に起きたときに  
るというようなところが大事だと  
ます。

考人 お答え申し上げます。

者台帳、やはり被災者一人一人に支  
ようにこういう台帳が必要だといふ  
ておりますけれども、これまでこう  
備していた自治体はあつたんでしょ  
うまいりたい、こういう体制で臨み  
ております。

いうふうに認識をしております。

被災者台帳の整備状況でございますが、電算化されないものについてはちょっと把握をしておりませんが、電算化されている被災者台帳につきまして申し上げますと、平成二十四年四月一日現在で一六・一%ということになつております。

今回の法制化を契機に、こういった被災者台帳につきましても普及・定着を図つていきたいというふうに考えております。

○黄川田(徹)委員 阪神・淡路大震災あるいはまた中越地震等々で、やはり、どこまで被災者への支援が行つてあるのか、その進捗状況の把握といいますか、そういうこと等々。それから、あくまでもさまざまな援助は、申請主義といいますか、それぞれ申請しなきやいけない。そうすると、大規模にやられると、家族の中で子供だけが残ったとか、あるいはまた、じいちゃん、ばあちゃんなどが残ったという、ふだんそういう申請になれない方々もおるわけですね。ですから、申請できるんですよということを問い合わせができるような仕組みも大事だ、こう思つておりますので、よろしくお願ひいたします。

それで、自民党の務台先生から、首長の権限、大変なものを持っていると。権限を行使するにしでも、例えは避難勧告、避難指示等々、そういう情報が必要だということで、今度制度改正といいますか、強化されて、国も県も情報はきちんと送りますよということ等々があるのでありますけれども、この首長さんも選挙で出てきますので、我々もそうでありますけれども、全然経験されていない方が突然首長になることがあるわけなのであります。

ですから、今は罹災證明書とか被災者台帳の話をしましたけれども、もちろん、各部門さまざまやいけない。ふだんから、灾害・防災等々に備えた意識を高めておかなければいけないとか、そういう一体的な研修が必要じゃないかと思つておる

わけなのであります。強化するべきではないかと思つております。

例えば、首長は首長、そのもとにある幹部職員、國の方でもさまざまな項目をもつて改正してますから、同時進行で自治体も、我々は法律をつくるところだけれども、その法律が生きた法律になるかならないかというのはやはり自治体が動けるかどうかでありますので、その総合的な、また、先ほどもちょっと研修の話をしましたけれども、そういうバックアップというのはどういうふうに考えておるでしょうか。

○古屋国務大臣 委員御指摘のように、被害者目線に立ったきめ細かな対応は極めて大切ですね。その実施をする最前線にいらっしゃるのが首長さんであり、あるいは職員の皆様方だと思います。こういった首長とか職員を対象にした研修というものは極めて大切だというふうに私も認識をいたしております。

このため、平成二十五年度予算においては、防災を担う人材育成のための経費として一億三千万円を盛り込ませていただきました。具体的には、地方公共団体の職員約四百人に対して、有明の丘基幹的広域防災拠点施設を活用します。これは、

実は私もつい先日視察をしてまいりました。しっかりととした研修もできる施設になつております。地方自治体の首長を含む幹部の職員とか中堅職員とか一般職員、それぞれの職務と経験に応じた災害対応能力を養うための研修を実施していくたいというふうに思つております。

さらに、こういった研修とはまた別途に、一年を研修期間とする都道府県と指定公共機関の職員二十人、これは幹部、コアのメンバーということになりますが、それと三ヶ月を研修期間とする市町村の職員約四十人の合計六十人に対し、これを育成するための研修を実施させていただき

も、災害予防の視点から、応急対策、復旧復興等に関する講座、演習もあわせて行わせていただこうというふうに思つております。

また、本年度、新たに人材を担う参事官を設置させていただきました。

こういった施策や体制の強化によりまして、計画的に防災に関する人材の育成に努めてまいりた

いということをつくづく感じております。

○黄川田(徹)委員 それから、災害が起きたときの支援策ということで、やはり広域連携が大事だ

というふうに思つります。先ほど言つたように、自衛隊、警察、消防等、全国から集まつていただいたこと、あるいはまた、当時のことを思い出しますと、亡くなつた方の、例えは、具体的に言いますと火葬なんか、一気に遺体を焼かなきやいけないということになつて、市町村にあつては焼けない、とりあえず土葬にしてくれと。また時間がたつて火葬だと、本当に大変困難な状況になつたわけであります。

岩手にあつては、身元がわからず、結果として火葬しなきやいけない、職權火葬といいますか、そういう中で、千葉の方々と、千葉県のどこでしたかね、そういうふうな形で、岩手だけじゃ

ないですから、宮城たつて福島たつてあります。それから、岩手の人間も、秋田とか山形でなければ火葬できなかつたとか、いろいろな個別具体的な事例があります。

こうした経験を踏まえ、阪神・淡路大震災であるとか東日本大震災と同等規模以上の災害が発生し、災害対策基本法による緊急災害対策本部が設置をされるに至つた場合には、国の復興基本方針研修も、自分なんかは市町村職員からなつた国會議員でありますので、例えは自治大学校とかあるいはまた市町村アカデミーとか、そういうところですで研修しますと、全國から職員がやってきますので、そうすると、職員同士の、一宿一飯というよつて設置するなど、一般化できる基本的な枠組みについては、今回の法律案についてあらかじめ制度化をしたところでございます。

さらに、復興を推進するに当たつて、東日本における復興対策本部には、関係省庁の施策の統一ははもちろんのこと、いわゆる地方公共団体の施策もあわせた総合調整を行う権限を持たせていま

るところを現政権で一生懸命やつていただいております。予算を一括計上して、またワントップで対応するということで今動いているわけであります。

今度の法案で、復興対策本部は設置され、その役割は基本方針を定めることなどと書いてありますけれども、復興の執行機関といいますか実行機関といいますか、復興庁について書き込んでないわけでありますけれども、この辺のところはどういう理由からなんでしょう。

○古屋国務大臣 かつての阪神・淡路大震災であるとか今回の東日本大震災からの復興に当たつては、いずれも発災後に特別法の制定によって政府の復興対策本部を設置させていただきました。阪神・淡路大震災が局地的都市型災害であったのに対して、東日本大震災では、被災地域が極めて広域にわたりまして、都市部から農漁村までさまざまな事業が必要となりました。そのため、復興対策本部の設置後、復興庁設置法を制定して、予算の一括計上等を所掌する復興庁を設置しました。

阪神・淡路大震災が局地的都市型災害であったのに対して、東日本大震災では、被災地域が極めて広域にわたりまして、都市部から農漁村までさまざまの事業が必要となりました。そのため、復興対策本部の設置後、復興庁設置法を制定して、予算の一括計上等を所掌する復興庁を設置しました。

阪神・淡路大震災が局地的都市型災害であったのに対して、東日本大震災では、被災地域が極めて広域にわたりまして、都市部から農漁村までさまざまの事業が必要となりました。そのため、復興対策本部の設置後、復興庁設置法を制定して、予算の一括計上等を所掌する復興庁を設置しました。

阪神・淡路大震災が局地的都市型災害であったのに対して、東日本大震災では、被災地域が極めて広域にわたりまして、都市部から農漁村までさまざまの事業が必要となりました。そのため、復興対策本部の設置後、復興庁設置法を制定して、予算の一括計上等を所掌する復興庁を設置しました。

こういった研修によつて、内閣府の防災担当の業務に従事する、いわゆるOJTを中心としつつあります。

東日本大震災で、きょうは復興副大臣もおいでありますけれども、復興における省庁の縦割り

算の執行権限まで有する組織が必要なのではないかという御指摘だと思いますけれども、実際には、具体的な災害の規模であるとか被害状況等をしつかり適切に踏まえて判断すべきことであります。

して、こういったことについては、一般的な枠組みとしてあらかじめ法制化をするということはやはり困難かなということでありまして、災害発生後において、必要が生じた場合には、速やかに、さまざま意見を踏まえて検討されるべきものであろう、こういうふうに考えております。

○黄川田(徹)委員 そのときの現状といいますか、どういう大規模災害になるか等々で判断して措置をするということであります。

いずれ、国を挙げて、全省庁を挙げて復興に邁進するということなのであります。どうしても、先祖返りといいますか、各省庁とも、自分たちの仕事ということで、予算の措置ということになりますけれども、横断的な、やはりまとめるところがないと、現実的に復興も加速化していくかなんじゃないのかというところがありましたので、その心配。

もちろん、そのときになつて、設置等々、国会でも議論されるのでありますけれども、私とすれば、むしろ復興の権限を強化して、ばらばらにやつていてさまざまな課題が出るよりも、先般も、課題が出るというのは前政権の中で出た課題なのでありますけれども、事業自体は否定されものじゃないんですよ。ただ、それが復興の予算で使われて、果たしてというふうなところがあるわけですね。基金に盛り込んでさまざま施策をやること、それは自分自身も反省しなきやいけないのでありますけれども、その反省を踏まえて、やはり一元的に、しつかりと権限強化されたところがやるという方向性は間違はないん

じゃないのか、こう思つております。これは私の意見にさせていただきます。

次に、財政支援の関係なのでありますけれども、国は、大規模災害が発生した場合に、特別の必要があると認めるときは、別に法律で定めるところにより、復興のための財政上の措置等を速やかに講ずるものとするということになつております。

この財政上の措置について、特別の必要があると認めるときとあるのでありますけれども、必ず予算措置はすぐさま生じるものでありまして、何かこういうふうな文言で書かれていると、後ろ向きといいますか、積極的に予算措置をしてしつかりやるんだというのが見えてこないようなところがあるので、その辺はどうでしょうか。

○古屋国務大臣 今の五十七条の財政措置の規定、これは決して、今委員御指摘のように後ろ向きではありますけれども、これまでの阪神・淡路大震災や東日本大震災における例等を勘案しますと、例えば、公共土木施設等の災害復旧事業の対象事業の追加、それから被災者支援の関係の税や各種保険料の減免、あるいは特定の産業に係る立地規制の緩和などが考えられるところでございます。

財政上の措置については、必ずしも法律により手当ては要するわけではないんですけども、個々の災害の状況等に応じまして、具体的な内容も含めて、特別な必要があると判断した場合に速やかに法制上の措置を講じましよう、こういう趣旨で申し上げましたように、決して後ろ向きの規定ではないということを御理解いただきたいと思います。

○黄川田(徹)委員 私は何度も言うでありますけれども、被災地の現場は自治体である。平時の仕事で予算は組み込まれておるというか、計上されで執行されておるのでありますけれども、大災害となれば有事であります。そこで、その被災地をどう支えてやるかということの中で、復旧復興に係る予算是地方負担ゼロだという形で、地方交付税、一部改正して復興特別交付税という仕組みをつくってしつかり支えよう。それでもまだ足りないとは言われますけれども、そういうふうな部分をしゃべつてもらえないで、その心配。

今回の法律によりあらかじめ制度化するものと、制度化が困難なものもござりますので、そういうふうなものをしっかりとあわせて、適切な、そして迅速な対応をとつていいこうということをこの法案は意図しているということを御理解いただきたいと思います。

○黄川田(徹)委員 しつかりと予算措置をするんなど。形上はといいますか、文言上はそう見えるかも知れないけれども、見えると思う方がちょっとおかしいと言われたような感じもしますけれども、具体的に別法で定める財政上の措置はどのようなものを想定しておるのか、ちょっとお尋ねいたしたいと思います。

○原田政府参考人 お答え申し上げます。

五十七条で、財政上の措置その他ということでは、具体的な措置は実際の被害状況によって異なるものと思われますけれども、これにつきましては、具体的な措置は実際の被害状況によって異なるものと思われますけれども、どういう形で支えるものと思われますけれども、これまでの阪神・淡路大震災や東日本大震災における例等を勘案しますと、例えば、公共土木施設等の災害復旧事業の対象事業の追加、それから被災者支援の関係の税や各種保険料の減免、あるいは特定の産業に係る立地規制の緩和などが考えられるところでございます。

いすれにしましても、円滑かつ迅速な復興のために、全体として、的確かつ迅速に、発生した後、対応してまいりたいというふうに考えております。

○黄川田(徹)委員 私は何度も言うでありますけれども、被災地の現場は自治体である。平時の仕事で予算は組み込まれておるというか、計上されで執行されておるのでありますけれども、大災害となれば有事であります。そこで、その被災地をどう支えてやるかということの中で、復旧復興に係る予算是地方負担ゼロだという形で、地方交付税、一部改正して復興特別交付税という仕組みをつくってしつかり支えよう。それでもまだ足りないとは言われますけれども、そういうふうな部分をしゃべつてもらえないで、その心配。

そこで、その被災地をどう支えてやるかということの中で、復旧復興に係る予算是地方負担ゼロだという形で、地方交付税、一部改正して復興特別交付税という仕組みをつくってしつかり支えよう。それでもまだ足りないとは言われますけれども、そういうふうな部分をしゃべつてもらえないで、その心配。

○黄川田(徹)委員 もちろん、交付税の不交付団体とか、あるいはまた、本当に財政力指数が〇・一とか〇・幾つかというところもありますから、そういうところを勘案してということで。いずれ、復興復旧の現場は地方自治体であるということは認識をしていただきたいと思います。

それから、すぐさま東日本大震災で補正予算を編成し、執行しなきやいかなかつたんですけれども、残念ながら、十一月の三次補正までというこ

とになってしまった。その後、復興庁も年が明けで二月になってしまった。

我が政権も、私はその当時、政権に入っていますんでしたけれども、財務大臣が総理大臣になりました、次も財務大臣が総理大臣になりということです。でも、予算ですかから、歳出もあるけれども、歳入歳出がそろわないと予算が編成できないような、そんなところがあつたのかということです。速やかな予算編成といいますか、もちろん国民の税金を使うことでありますので、結果として、増税の部分でしつかりと歳入歳出の枠組みをつくって第三次補正ということなんでしょうか。

被災者の目線からすれば、やはり速やかな補正予算編成、そして執行というのがありますので、やはりスピード感を持つてすぐさま予算措置をするというその部分は、これは与党、野党にかかわらず、財務省の考え方もあるかもしれませんけれども、そういう考え方、大震災、非常時の場合は違うんだということを大きな声でやっていただきたい、こう思います。

残り時間も少なくなつてしましましたので、せつから復興副大臣をお呼びしましたので、ちょっと災害公営住宅に関して質問いたしたいと思います。

応急仮設住宅、みなし応急仮設住宅等々、今、

住宅が建つてきつありますし、入居者もおるわけありますけれども、例えば応急仮設住宅、これは一戸当たりどのぐらいお金がかかっているのか、あるいはまた、みなし応急仮設住宅入居に関してどのぐらいの金銭的な補助がされておるのか、お尋ねいたします。まず事実関係から。

○西藤政府参考人 お答えさせていただきます。

まず、建設された応急仮設住宅につきましては、被災三県の平均で一戸当たり約六百六十万円の建設費となつております。また、民間の賃貸住宅を借り上げたみなし仮設住宅の一戸当たりの家賃につきましては、被災三県で平均一月当たり約五万五千円となつております。

○黄川田(徹)委員 私も応急仮設住宅に入っていますけれども、六坪、九坪、十二坪とか、大体平均で六百六十万ですか。それから、あと五万五千円ですか、みなしの場合は。

そこで、今、災害公営住宅建設、入居者も募集ということ、入居されておる方もおりますが、災害公営住宅は一戸当たり幾らぐらいするんですか。平均いいです。

○毛利政府参考人 災害公営住宅の建物の建設費でございますけれども、加算を含めない標準建設費で見ますと一千百万から一千五百万ぐらいになりますけれども、加算も含めて復興交付金の事業費で今回配分しました総額を予定戸数 千九百二十戸で割り戻しますと約二千百万円ということになつております。

また建設後の修繕、設備の点検等、維持管理費につきましては、建設費から一般的に推計いたしますと、変動はございますけれども、平均いたしますと一戸当たり年間約三十万円と見込まれます。

なお、御承知のように、自治体には家賃収入がございませんけれども、東日本大震災につきまして、国が特別な支援もあわせて行つておられます。

以上でございます。

○黄川田(徹)委員 応急仮設住宅なんかは、基本的に二百四十万ぐらいでつくるという話だっただけれども、寒冷地仕様といいますか、あるいはまた入居の年数もちょっと長くなるというここと、あるいはまた追いだき機能であるとか、あるいはまた入居が長くなれば物がふえるということでも物置をつくりたりとか、そういう形で金額がふえてきたんだでしょう。一千百万とか六百六十万、地元に行くと、自力再建支援を手厚くした方が足すと何かうちが建ちそうな感じもするなというところもあるのですけれども。

○西藤政府参考人 お答えさせていただきます。

まず、建設された応急仮設住宅につきましては、被災三県の平均で一戸当たり約六百六十万円の建設費となつております。また、民間の賃貸住宅を借り上げたみなし仮設住宅の一戸当たりの家賃につきましては、被災三県で平均一月当たり約五万五千円となつております。

ですが、こういう意見に対しても感じております

人の方から、今答弁させていただきましたよう

に、応急仮設住宅が六百六十万、これは撤去費も

含めると七百万を超えるかもわかりません。

十八年前の阪神・淡路の倍以上です。また、恒久住宅は、十八年前でも二千万円はかかるなりました

が、今回は資材費の高騰などを考えるもつと

アップするかもわからない。だから、コスト面か

ら考えれば、お金を被災者にもつと渡して自力再

建を促す方が効率的ではないかという見方もでき

るかと思います。

ただ、現実に、黄川田委員御承知のとおり、被災地の現状を見ると、お年寄りの方に、お金を渡すから応急の住まいを見つけてください、あるいは恒久的な住宅をみずから探してくださいとあります。空き家になった場合の維持管理は地方の負担になるということになると、これまた大変な、新たな政策ということになりますので、どう

か、自治体と風通しをよくして、現実に合った戸数といますか、計画したからそれを必ずやらな

きやいけないとということではなくて、常に自治体

とキヤッチボールをしながら、復興のために頑張つていただきたいと思います。

以上で終わります。

○坂本委員長 次に、高橋みほ君。

○高橋(み)委員 北海道選出、日本維新の会の高橋みほでございます。

災害対策基本法等の一部を改正する法律案につきまして質問をさせていただきます。

まず第一に、避難行動要支援者名簿についてお尋ねしたいと思います。

本法案では、市町村長は、高齢者、障害者など

の災害時の避難に特に配慮を要する者について名簿を作成し、原則として、本人からの同意を得れば、消防機関や民生委員などの関係者に対しても、必要な限度で、あらかじめ情報提供をするものとされています。

私は、高齢者や障害者の方など避難が困難とされる方たちの名簿をつくり、それをもとに避難確認などをすることは大変大事なことだと思っております。そこで、先日の本会議で、避難行動要支援者名簿をつくつただけでは余り意味をなさず、

これらの方たちを実際にはどう避難させていくのかの方が大事であるから、名簿に記載された要支

いたりますけれども、遅かった災害公営住宅、恒久住宅も、今までに本格建設といいますか、入居も始まつてくる。最初は自力再建という思いでいた方も、アンケートをとるたびに、ちょっと無理かなということで、災害公営住宅の方にということにもなつてくるわけであります。

また一方、被災地、仙台市は政令指定都市でありますけれども、ほかのところは明らかに少年

に、応急仮設住宅が六百六十万、これは撤去費も

含めると七百万を超えるかもわかりません。

十八年前の阪神・淡路の倍以上です。また、恒久住宅

は、十八年前でも二千万円はかかるなりました

が、今回も資材費の高騰などを考えるもつと

アップするかもわからない。だから、コスト面か

ら考えれば、お金を被災者にもつと渡して自力再

建を促す方が効率的ではないかという見方もでき

るかと思います。

ただ、現実に、黄川田委員御承知のとおり、被

災地の現状を見ると、お年寄りの方に、お金を

渡すから応急の住まいを見つけてください、あ

るいは恒久的な住宅をみずから探してくださいと

あります。空き家になった場合の維持管理は地方の

負担になるということになると、これまた大変

な、新たな政策ということになりますので、どう

か、自治体と風通しをよくして、現実に合った戸

数といますか、計画したからそれを必ずやらな

きやいけないとということではなくて、常に自治体

とキヤッチボールをしながら、復興のために頑

張つていただきたいと思います。

以上で終わります。

○高橋(み)委員 北海道選出、日本維新の会の高橋みほでございます。

災害対策基本法等の一部を改正する法律案につきまして質問をさせていただきます。

まず第一に、避難行動要支援者名簿についてお尋ねしたいと思います。

本法案では、市町村長は、高齢者、障害者など

の災害時の避難に特に配慮を要する者について名

簿を作成し、原則として、本人からの同意を得れば、消防機関や民生委員などの関係者に対しても、

必要な限度で、あらかじめ情報提供をするものと

されています。

私は、高齢者や障害者の方など避難が困難とさ

れる方たちの名簿をつくり、それをもとに避難確

認などをすることは大変大事なことだと思つてお

ります。そこで、先日の本会議で、避難行動要支

援者名簿をつくつただけでは余り意味をなさず、

さまざま支えてくださいということで、それもさま

ざま今動いておるようであります。

いか、そういう御意見を話す方いるのであります

援者をどのように支援していくことが可能と考えているのか、どのような体制をとっていく予定なのかという質問をいたしました。

そのときの答弁の内容ですが、そのときは、市町村が作成した名簿に掲載をされた要支援者の方々については、災害時の避難、救援が迅速かつ円滑に行われるよう、本人の同意を得て、あらかじめ、市町村から消防団や民生委員といった地域の避難支援者に名簿を提供することとしております。これを受け、避難支援者は名簿に掲載された要支援者と個別的に面談を行い、災害時に必要な避難支援の内容や避難経路などを事前に確認しながら、一人一人の要支援者について具体的な避難支援計画の作成を行うことにしております。また、こうして作成した個別の避難支援計画に基づき、災害の発生に備え、要支援者とその避難支援者が日ごろから避難訓練などを十分に行つていくことにより、実際に災害が発生した場合にも実効性のある避難支援が実施できる体制が構築されるものと考えております。このような取り組みについては、国において今後見直しを予定している災害時要支援者の避難支援ガイドラインの中でも具体的に示し、関係者に対して十分な周知を行つてまいりますという答弁をいたしました。

この答弁をいただいた後に、私はずっと考えていたのですけれども、原則、一人一人に対しても避難行動支援者をきちんと指定しておくということになるのではないかと思ひます。

そうだとしますと、足が悪かったり寝たきりの方たちにとつては、名簿に載っているのだから結構安心だと考える方も多いかと思います。そしてまた、都会に出でている子供さんたちなどは、地元の両親がもしものときには要支援者として周りから保護を受けられるかもしれないから、これは大丈夫だろうと安心することもあるかと思ひます。

ただ、またこれも別なところで考えますと、今回津波の件で、津波でんないこということわざというか格言が、よくいろいろなところで紹介されています。

れでいました。これは、みずからがてんでに逃げていくことが、結局はいろいろなところで命を助けることになる、他人のことは一応おいておいてあります。

これを考えますと、では、この名簿に登載された場合、どのくらい避難行動要支援者は安心できます。例えば、地震が来て津波が襲来する可能性がある場合、できる限り自力で避難するべきなのが、それとも、避難支援者が来てくれるのを待つてから行くべきなのか、きちんと知っておいた方が、本当に実際に津波が来たときには役に立つのではないかと私は思つております。

そこで、この名簿の使い方としまして、この名簿は、例えば地震が来て津波が襲来しそうなときに、津波から避難するような、生命の危機が生じようとしているような場合に使われるのか、それとも、津波などが来て、一応終息して、安否確認などに使われるのでしょうか。ここをお尋ねしたいと思います。

○古屋国務大臣 過日の私の本会議での質問に対する、再質問という形だと思いますけれども、確かに、避難行動要支援者名簿をつくるだけでは意味がないんですね。いざ災害が生じたときには、その名簿をいかに有効的に活用して、そして要支援者をどうやって安全に退避させるかというところなんですね。

これはもちろん、本人のそういう気持ちといふにあるのではないかと思います。そしてまた、都会に出でている子供さんたちなどは、地元の両親がもしものときには要支援者として周りから保護を受けられるかもしれないから、これは大丈夫だろうと安心することもあるかと思ひます。

ただ、またこれも別なところで考えますと、今回津波の件で、津波でんないこということわざというか格言が、よくいろいろなところで紹介されています。

いくとのと同じ考え方ですね。そういう取り組みが必要だと思います。

それからもう一つ。やはり、避難の支援者が、実際に指定された支援者がいない場合もあり得るわけですね、外出をしているとか。ですから、そういうことに備えて、一人一人の要支援者に對して複数の避難支援者が相互に協力をし合いかながら避難支援に当たるという形が望ましいんです。ぜひそういう形を現場においてもどつていただきたいなというふうに思います。

それから、やはり、名簿情報を受け取つていた避難支援者が、自分やあるいはその家族の身をまづ災害から守るということもありますので、要支援者の避難支援に当たることができないということも想定されますよね。

だから、そういう意味からは、この支援者名簿を活用した避難支援というのは100%ではない。そういう意味では限界があるけれども、しかし、そのリスクをできるだけ減らす。だから、一人ではなくて複数の人をあらかじめ指名しておけば、そのリスクはぐつと下がつてくるわけですから、そういう形で対応していく。やはり、現場でしっかりと相談をし合つて、事前に訓練するなどして、あらゆるシミュレーション、想定をして対応するということが何よりも大切だというふうに思つております。

○高橋(み)委員 ありがとうございます。

私も、一人に一人の要支援者がいたような場合で、あらゆるシミュレーション、想定をして対応するということが多いです。たしかに、要支援者をどうやって安全に退避させるかというところなんですね。

これはもちろん、本人のそういう気持ちといふにある程度の人数で当たるということが妥当だと思いますから、一人ではやはりることに限界があるということになりますので、例えば、個別に避難支援計画の策定とか訓練、こういうものをあらかじめ十分に日ごろから行うというのは大切ですね。突然その本番が来ても、なかなか芝居で音楽でもできませんけれども、あらかじめハーモンを何度も繰り返しておけば本番もうまくから答弁願います。

でしようか。もし自分の身が大事ならば、逃げてもいいよという判断でよろしいでしょうか。

○坂本委員長 大臣が退席されますので、副大臣から答弁願います。

○西村副大臣 済みません、私も別の委員会で答弁をしておくれて来ましたので、ちょっと流れを握っていないところがあるかもしれませんけれども、御指摘のとおり、要支援者に對して支援する方々も、あらかじめちゃんと想定をして訓練するなどのことが必要な上に、やはり二重三重にカバーし合う仕組みをしっかりとつくておくことがあります。支援に当たるべき人が場合によつては被災をされて動けないケースも当然考えられますので、できる限り二重三重の仕組みをつくるふうに認識をついていくということが大事だというふうに認識をしております。

○高橋(み)委員 今のお言葉によると、もし支援者がその方のところに行かなかつた、何らかの理由があつて行けなかつたという場合は、やはり何の責任もないということ當然のことになるんでしょうか。

○西村副大臣 もうそれはケース・バイ・ケースで、いろいろなケースが考えられますので、御自身が被災されているケースもあるでしょうし、これはもうそのケースごとに判断をしていくしかないというふうに思います。

○高橋(み)委員 何で私がこんなにしつこく聞いておられるかと申しますと、支援者になつてもいいよといふ人は、きっとこの日本ですから、たくさんいると思うんですね。ただ、その人たちにやはり何かの責任を持つというのは無理だと思います。やはりある程度の人数で当たるということが妥当だとは思うんですけども、要介護の方でいる場合があると思いますので、一人に一人の人が責任を持つというのは無理だと思います。やはりその人がたまたまいなかつた場合とか、いろいろな場合があると思いますので、一人に一人の人が責務を持つというのには無理だと思います。やはりある程度の人数で当たるということが妥当だとは思ひますけれども、例えば、その人たちが三人ぐらいは来てくれるからいいなという要支援者がいた場合、支援者が誰も来てくれなかつた、もしもの場合亡くなつてしまつた、その遺族などは支援者が何人かいると思つていたから安心していただけれども、死んでしまつた。

今回作成されることになる名簿は、ある程度、一定の自治体でつくられているということです

が、少し前にこのような新聞報道がございました。

四月十三日の淡路島の地震で大きな被害を受けた洲本市と淡路市で、災害時要援護者をまとめた台帳に記載されているほとんどが高齢者で、大半の障害者が未登録だったことがわかった。障害者の安否確認も支援団体やサービスを提供する社会福祉法人任せの状態で、把握漏れを指摘する声もある。政府は市町村に要援護者名簿の作成を義務づける法案成立を目指しており、名簿登録者の対象拡大も課題となりそうだというが、毎日新聞の四月二十三日のネット版の記事です。

せつかく台帳をつくっても、このような把握漏れがかなりあるとするならば、意義が半減してしまったのではないかと思っております。要援護者のピックアップはどうのようにされているのか、その点、きちんと把握なり、指針があるのか、お伺いしたいと思います。

○西村副大臣 淡路島は私の地元であります、この間の地震の後、私もすぐに地元に入りました。各市長とまさにこの名簿の話もいたしました。

そのときに私が聞いたのは、三市ともに要支援者の名簿はしっかりとついている、ただ、それを消防団の人たちとかほかのところの人に個人情報保護の制約があつて出せないので、結局、つくつてもなかなか使いにくいんですというお話を各市長からはいたいたところであります。

今御指摘のあった、要支援者が高齢者だけで、障害を持つ方々が入っていたのかどうかということは承知をしておりませんけれども、しかし、そういう報道があったことを前提に、我々もいろいろ調べたり、これまでの経緯をもう一度確認をしますと、確かに名簿をつくっているところはあるんですけども、各自治体の福祉の部局から、そこが保有する情報を防災部局に提供していないケースも多々あるようあります。支援者の情報が共有されていないということがあります。結果として、掲載率が低い割

合にとどまるような自治体も多いのではないかと、いうふうに思います。

今回の法改正においては、そうした点も踏まえて、各市町村長に名簿の作成を義務づけるという規定を置いております。

まず、名簿の作成については、これは要支援者本人の同意を得なくとも関係部局間で共有できる、漏れなく把握をして名簿に掲載するということが可能となつておりますし、その利用の仕方です。すけれども、本人の同意を得て、地域の支援者、これは消防団であつたり自治会であつたりするわけすけれども、そうしたところに平時から提供して、実際、災害が発生するおそれがある場合にければ全然構わないんですけども、実際に、初めてつくつて見せてもらいいと思うんですけども、使用者、消防団とかそういう支援者に名簿を提供することができるというふうにしたところであります。

○高橋(み)委員 ありがとうございます。

これはちょっと細かい数字ですので、わからなければ全然構わないんですけども、実際に、初めにつくるのはもちろん同意を得なくとも、内部でつくつて見せてもらいいと思うんですけども、同意を得て事前に提供する場合、同意をどのくらいの人たちが拒否しているのかというような資料と、調べているのはあるんでしようか。ちょっととお伺いしたいと思います。もしわからなければ、ちょっと私が今思つたので。もしわからなければ、ちょっと私が今思つたので。

○西村副大臣 済みません。わからないようありますので。

○高橋(み)委員 済みません。ありがとうございます。わかりました。

それでは、名簿をつくっても魂入れずではどうしようもないとか、つくりながら問題点がいろいろ出てくると思いますので、ぜひ、本当に事が起つたときにもういくような名簿をつくつていただければと思つております。

では、次の質問に移りたいと思います。

市には、政令市、中核市、特例市などいろいろ

あります。しかし、本法ではこれらを区別せずに一括して扱つております。

仙台市長が平成二十四年五月八日の記者会見で、災害対策基本法や災害救助法において、指定都市を含めた大都市の位置づけがなされていないため、現場の状況を熟知し、かつ人的、物的資源を有する大都市の力が復旧に十分生かされず、迅速な対応が阻まれることになつたから、この状況を変える必要があると感じておりますと述べたそ

うです。

確かに、政令市と人口が五、六万の市とが同じ権限しかないというのでは妥当ではないよう思います。住民の真のニーズを把握して実行に移すのが基礎自治体である市町村だと考えますと、可能な限り大規模市町村に権限を渡した方がいいのではないかとも思われるんですけれども、それでもかかわらず、一律に市町村をこの法案等で扱う理由は何でしょうか。お尋ねいたしたいと思います。

○西村副大臣 御指摘の点については、仙台市長からも、都道府県と同列に扱うことが適当との御意見、政府にも御提案をいたしているところでありますし、その御要望はよく承知をしておりました。一方で、政令市が都道府県と同じ立場で災害対策を行うということにした場合に、都道府県知事が広域的な観点から行う人的、物的資源の配分調整、そうした観点から政令市が抜けてしまうことの支障が生ずるのではないか、県の方の関係者からはそういう意見、懸念も示されているところです。

一方で、政令市が都道府県と同様立場で災害対策を行つた場合には、都道府県管理道を所轄すると、いつた、指揮系統が異なることになります。そういうことが今回指摘されたと思います。しかしながら、国レベルでそれをやるということになる御意見、政府にも御提案をいたしているところでありますし、その御要望はよく承知をしておりました。

一方で、政令市が都道府県と同様立場で災害対策を行つた場合には、都道府県管理道を所轄すると、いつた、指揮系統が異なることになります。そういうことが今回指摘されたと思います。しかしながら、国レベルでそれをやるということになる御意見、政府にも御提案をいたしているところでありますし、その御要望はよく承知をしておりました。

例えば、道路一つをとっても、農林水産省なら農政局を通じ農道を、林野庁は森林管理局を通じ林道を、府県であれば府県管理道を所轄すると、いつた、指揮系統が異なることになります。そういうことが今回指摘されたと思います。しかしながら、国レベルでそれをやるということになる御意見、政府にも御提案をいたしているところでありますし、その御要望はよく承知をしておりました。

これはなかなか難しいところで、政令市と都道府県によつてちょっと立場が分かれていますので、まずは都道府県と政令市の間で具体的にいろいろ意見交換をしていただきて論点を詰めていただければと思つておりまして、県から市町村に、地域の公的機関が来襲に備えていたにもかかわらず、避難、救援物資の供給、被災地の治安などで、災害対策行動が全く期待した効果をもたらさなかつたというような難点もあるようです。

この例では、指揮系統が大幅に乱れてしまつたから余り期待した効果を得なかつたということなんですねけれども、やり方によつては、広域連合などを使うというのも一つの手かと思つております。今後予想される南海トラフ巨大地震などでは、そのような広域連合体制がよいのではないかと思







に、地域の気候風土に合った仕様の策定や関係団体との協議の締結などの備えを行つていただく必要があります。

要がござります。  
既に、国交省とは連名で仮設住宅建設マニュアルを通知しているところでござりますけれども、引き続き、国交省、内閣府とも協力をしながら、必要な対応を講じてまいりたいと考えております。

さて、せつからですので、どれだけ戸数か、被災三県だけではござりますけれども、きちんとしました数字がございますので紹介させていただきます。

岩手県におきましては、一万三千九百八十四戸の応急仮設住宅建設分のうち木造は三千七百三十一戸、宮城県におきましては、二万一千九十五戸のうち二千八百五十九戸、福島県は一番多いんでですが、一万六千八百戸のうち七千九百四十八戸、総計で、本造の仮設住宅というものは一万四千五百三十八戸という大きな数でもございます。

先ほども言いました、結露が少ないとかさまで  
まな利点もあります。日本の風土に合っていると  
いうこともあるんだと思います。そうはいいまし  
ても、突然、仮設住宅のために木造の準備をする  
というわけにもいきません。また、先ほど触れて  
いたときましたけれども、処分費というのは大変  
安く済むというメリットもございますし、また、  
プレハブ仮設と変わらない、五百六十万から六百  
万円ほどで建設ができるということもござい  
ます。この点の普及に関しては必要かと思いま  
す。

そこで、木造仮設住宅が行われていくことは、技能を持つ工務店や大工さんが生かされ、各地の自治体と関係業界との間の連携なども行われ、また、実際の住人の方も木造のよさを感じられるなど、木造住宅の推進にもつながっていく、寄与していくものだと思っております。

この点に関しまして、国交省におきまして、どのような施策をとられるのか、また、どのような対応をされているのか、その点をお聞かせいたただければと思います。

設住宅に対しましての誤謬というものは、国交省も同様の認識だということをまず申し上げたいと思  
います。

その上で、今、被災をしたときにいきなりと  
音がこぼれる、二つ、三つ音がこぼれる、三  
音がこぼれるなど、

言つてもいためた。先ほど秋葉副大臣への御質問の中にもあります。したが、全国木造建設事業者協会という協会をつくりまして、先ほど言つたように、工務店と個々の事業主の方々の団体とが協力をしてつくられたものでございますが、各都道府県と今契約をしておりまして、おととい広島が契約となつて、ちよう

ど十一県目ということになりました。同時に、まだ十二の都県に対しまして今要請をしている状況でございますので、随時、また協定が締結をされて、いざというときの対応を事前から準備しておくという体制が整つていくと思っています。

国土交通省としては、このような取り組みも含めて、今後とも木造住宅の振興に積極的に取り組んでまいりたいと思います。

○小宮山委員 ぜひ、可能であれば、木造仮設住宅もやはり普及すること、また、それが採用されることによって、少しでも被災者の方々が快適に安心して生活ができ、そして再建へと向かう、その次の段階に移行する、その過程を過ごされることを願っておりますし、望まれるところだと思思います。

先ほども触れましたが、木造住宅は、日本の湿

度の高い、また寒冷地であつたり暑いところであつたり、さまざまなどころに適したからこそ今まで普及してきました。この点に關しては

○古屋国務大臣　委員御指摘のよう、やはり日本は木の文化ですからね。やはり、被災者が木の家に、仮にそれが仮設であつても、入るということによって心が和むという面があるんでしようね。これは定量的に分析したわけではありませんけれども、経験的にそう思っています。

ただ、今それぞれ副大臣、政務官から答弁しましたが、なかなかお答えいただけないでございました。この点に関しては、何か防災大臣の御所見がございましたら教えていただければと思います。

ように、やはり、被害の状況によつては、大量に、なつかつ速やかにつくらなければいけない。こうなつてくると、資材の確保とかそういうたる視点でなかなか準備ができぬケースとか、そういう場合はアーバンハザードマニフェストをつくるよ。

う場合はフレンドリーやうことはなるんでしょ。私も、委員の御指摘のように、今後、できるだけそういうものを想定して、やはり地元の工務店さんの協力というものは不可欠でして、あらかじめそういう連携を、現場目線、現場主義に徹して対応を準備しておくことが必要かもしれません。やはり、地産地消というか、そういう視

点での取り組みは極めて重要なと思います。そして、やはり何といっても、現場の実態をよく見て、現場の声を聞いて対応していくことが大切だと思います。

木造による仮設住宅をこれからもできるだけふやしていくという方向は、正しい方向ではないかなどという考え方を持つております。

○小宮山委員 ありがとうございます。

私も、もちろん、ブレハブの有効性、リースにすることによって撤去費用が要らないとかさまさされることによって撤去費用が要らないとかさまさかな利点があるのもわかつております。ただ、このような大規模の災害というときには、それだけでは足りなかつたというのも現実でもござります。快適性の問題もございます。

そういう意味では、場合によつては土地を確保することが大変困難で、今回、大体一戸当たり六

百万円を超すきっかけとなつてゐるのは、やはり港沿いといふんでしようか、海沿いであるがためこそ、高台の平地を切り開き、こりどまざまな整地

たなければと思つております。  
さて、毎回のようであれなんですかけれども、どうしても私は生活排水が気になります。  
特に、災害になりますと、学校などに避難をされて、こちら、こちらが、自らで、いろいろこちら

實際、私自身も東日本大震災で現場に行かせていただきますと、本当に、仮設のトイレ、物すごく悪臭を放ち、これに毎日入るのはつらいなど。もう使えなくなるようなものも人数が多いとすぐ水を、重い中を上の階までくんで水を流したりとすること、そんなことが美談になります。

でできてしまう。そういったところ、また千葉での液状化などがあつて、家はあつても、上水道は出ても排水ができないから、しばらくトイレは家の外に出でていかなければならぬ、こんな状況が続いております。

衛生状態のこと、そういうことも考えますと、この分野というのは災害対策の中ではもつと多く語られてほしいという思いもあります。

そこで、被災地、また、今後に対応する防災の観点もあるかと思います、先般、都内での下水管の工事、SPR工法の現場も視察をさせていただきました。この技術 자체は、日本だけではなく世界に売り込むことも可能だと思っておりますし、実際、行われているかと思います。同時にこれは、長寿命化だけではなく、耐震性に劣る管渠に対しての耐震補強としての効果もあると伺いました。

た。

こういった工法をさらに推進する、また、下水道の、都市のインフラ整備ということにおいて、トイレとして活用するなどさまざまな策があるかと思います。どのような取り組みや研究が行われているのか、この点をまず伺わせていただき、さらに引き続き、合併浄化槽について、被災地では津波に大変有効な設備だったというふうにも感じておりますので、この点に関しましてどのように取り組みをされるのか、環境省にもあわせて、簡潔にお聞かせいただければと思います。

○岡久政府参考人 お答えいたしました。  
東日本大震災の教訓でありますとか南海トラフの巨大地震による被害想定等を踏まえますと、やはり、地震に強い下水道を実現するため、早急に下水道施設の耐震化、耐津波化を推進していくことが必要であるというふうに認識をしておりま

す。  
まず、下水道施設の耐震対策についてでござりますが、阪神大震災や新潟県の中越地震を受けまして、下水道施設の耐震対策指針というのを改定し、この指針を参考に地方公共団体におきまして対策を実施しているところでございます。

現時点で耐震化が完了している下水道施設は、重要な幹線で約三割、また重要な処理施設で約四割でございまして、引き続き耐震化を早急に推進する必要があるというふうに認識をしてございます。  
次に、下水道施設の耐津波対策でございますが、東日本大震災の経験を踏まえまして、国土交通省が平成二十三年の四月に設置をした、学識経験者から成る下水道地震・津波対策技術検討委員会におきまして、その対策を取りまとめたところでございます。

具体的には、管渠施設の逆流防止機能の確保、処理場、ポンプ場における防水扉の設置、電気設備の想定津波高さ以上の高層階への移設などの対策が提言されているところでございます。  
現在、地方公共団体において、この提言を参考

に、耐津波対策に鋭意取り組みつつあるところであります。

また、避難所とか防災拠点での仮設トイレの機能を確保するため、地方公共団体において、下水管渠を活用したマンホールトイレの設置についても推進をしているところでございます。

国土交通省といたしましては、引き続き、地震に強い下水道の実現に向けて、地方公共団体の取り組みが一層進みますよう、財政面、技術面での支援を積極的に行つてまいり所存でございます。

○梶原政府参考人 今先生御指摘のように、浄化槽につきましては、今回の東日本大震災の後、岩手県、宮城県、福島県におきまして、震度六弱以上

の地域並びに津波をかぶったところについて調査をいたしました。約千基ほどの調査のうち、そのまま使えるものが七二%。それで、全損で壊れたものが三、八%ございましたが、二八%は応急処理で対応できるということで、非常に有効だという結果が出ております。

それで、本件につきまして、私ども、昨年の三月でございますけれども、浄化槽被害等対策マニュアルというものをさらに出して、この浄化槽の有効性をより最大限使っていきたいと。

具体的には、例えば、震災の後、ユーバーの方々がすぐ使われるためにはどうすればいいかとか、保守点検業者の方がどうすればいいかとか、施工業者がどうすればいいかといったような実務的な点検マニュアルをつくってございます。

さらには、宮城県なんかでは、土地情報を使って、台帳をしっかりと使ったことが災害の復旧に非常に役立つたということもありまして、そういう対策も進めてまいりました。

いずれにしましても、調査研究等々も含めて、技術開発も含めて、さらに災害時の生活排水処理、し尿処理が適正に行われるようになに最大限努めてまいりたいと思っております。

○小宮山委員 丁寧にありがとうございます。

大臣のお膝元である岐阜でも、合併浄化槽の保

全国の手本になると存じます。

こういった事例も含めまして、また、その利点に関しましても周知徹底していただきまして、本當は大臣にも伺ったかたですが、時間の関係で、質問を終了いたします。

○坂本委員長 次に、濱村進君。

○濱村委員 公明党の新人議員、濱村進でございます。

本日は、災害対策特別委員会で質問する機会を与えさせていただきまして、このよきな機会を下さった全ての皆様に、まず冒頭、感謝を申し上げたいと思います。

もう既に、災害対策基本法等の一部を改正する法律案、そしてまた大規模災害からの復興に関する法律案につきましては質疑が重ねられてきておりますし、古屋大臣におかれましても、大変御丁寧な答弁をしてくださっていることもあります。

そこで、本件につきまして、私ども、昨年の三月でございますけれども、浄化槽被害等対策マニュアルというものをさらに出して、この浄化槽の有効性をより最大限使っていきたいと。

具体的には、例えば、震災の後、ユーバーの方々がすぐ使われるためにはどうすればいいかとか、保守点検業者の方がどうすればいいかとか、施工業者がどうすればいいかといったような実務的な点検マニュアルをつくってございます。

また、私は、近畿比例ブロック選出でございま

す。地元が兵庫県でございまして、地元で大変お世話になっております西村副大臣に胸をおかりして質問させていただきたいと思ひます。三十分間、どうぞよろしくお願ひいたします。

まずは、災害対策基本法一部改正案について質問いたします。

今回の改正の中におきまして、市町村長が、高齢者、障害者を初めてする、災害が起きた際に避難するのに配慮が必要な方を載せる避難行動要支

援者名簿を作成するということになつております。私は、昨年の十月まで民間企業の野村総合研究所でITコンサルタントをやっておりましたが、今から七、八年前には、もう既に先進的な自治体においてこのよきな名簿を自主的に作成していった市があつたことを認識しております。すばら

いるものでございます。

そうはいつても、名簿があれば万全というわけではありません。どう活用するのか、そして、この名簿をもとに運用をイメージしてシミュレーションすることが大事であるというふうに考えます。

その上で、お伺いしたいと思います。

避難行動要支援者の対象基準について、どのような基準でございましょうか。市町村によって実情が異なりますので、要支援者となる対象が異なることもあります。市町村によって示される

ところも考えられます。法案には、第四十九条の十、「自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要するもの」としておりますが、具体的に示すところとガイドライン等において示される

ところになりました。この教訓をもとに、避難行動要支援者名簿をつくろう、つくるだけではなくて、その名簿が有効に機能していくよう取り組みをしていくことになります。

今委員がお話ししされましたのでそれは省略いたし

ますが、具体的には、要介護の高齢者、あるいは重度の身体障害者の、自力での避難行動が著しく困難な者であつて、その生命身体保護のため特に避難支援を要する方々がそれに該当するというふうに考えます。

今後は、災害時要支援者の支援ガイドライン、これをつくります。つくつて、中身をより具体的に盛り込みまして、名簿の作成に当たる市町村にはしつかりそれをお示しして、その趣旨を十分理解をいただいて対応していただくような、そういう取り組みをしていこうというふうに考えております。

私は、昨年の十月まで民間企業の野村総合研究所でITコンサルタントをやっておりましたが、今から七、八年前には、もう既に先進的な自治体においてこのよきな名簿を自主的に作成していった市があつたことを認識しております。すばら

○濱村委員 ありがとうございます。

ガイドラインで具体的にお示しになられるということで、しっかりと丁寧にお願いしたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

少し話の筋道は変わりますけれども、避難行動要支援者名簿という名簿をつくる限りは、その個人情報をどのように取り扱うのかということを確認しておきたいというふうに思います。

前提といたしましては、個人情報保護法にのっとって行政サービスを行う各地方自治体・市町村は、個人情報の取り扱いについては大変な御苦労をされておるかと思います。

避難行動要支援者名簿の作成に当たっては、第四十九条の十一、「その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。」とあります。これは、当法案で、自治体内部においては目的外利用を認めるという認識で合っておりますでしょうか。

また、名簿を外部に提供する、外部というのはつまり避難のお手伝いをしてくれる方々というごとでございますけれども、その方々に提供するためには二通りの実施方法があるとの認識です。

まず一つは、条例において特別に定めがある。つまり、自治体の条例におきまして、身障手帳など情報を名簿作成のために利用してよいというふうに、今回の法改正を受けて条例を改正する、こういうパターンが一つ目。もう一つは、要支援者名簿に記載される要支援者自身に同意を得得るというパターンです。

いずれのパターンにおきましても、実施市町村に対しては事務負担となるのかなというふうに考えますけれども、どのように取り組んでもらうことを探定しているのか、お伺いをさせてください。

○西村副大臣 お答えを申し上げます。

大変いい御指摘をいただきまして、日ごろからも、兵庫県、被災地、かつての大地震もありましたし、先般も大きな地震がありまして、いろいろ

と御支援、御協力いただきまして、ありがとうございます。

今御指摘の点、一つ目の点は、まさに御指摘のとおり、今回の法改正で、市役所、市町村の内部

で、必要な限度で個人情報の目的外利用を認める趣旨でありますので、福祉部局が持っている高齢者あるいは障害を持つ方々のそうした名簿を、

防災部局にもそれが渡せるということで、内部で共有をして、いざというときに活用していくといいう仕組みをつくったわけであります。これで共有できることによって、同意を得なくとも、漏れなく情報を把握して、要支援者の名簿に掲載するということであります。

外部提供については、御指摘のとおり、多くの市町村は条例があつて、条例の制約があるわけですけれども、今般は、条例の改正をしなくとも、要支援者からの同意を得て、個別の避難支援計画の策定とかあるいは避難訓練を実施する、そうしたことにつなげていくことが大事だというふうに思っております。

御指摘のとおり、市町村は事務が一部ふえるわけですけれども、これについては、先ほど大臣も答弁ありましたけれども、避難支援のガイドラインを改めてつくり直す、見直して、その中で手順をしつかりと示して、事務的に、円滑にこうした事務が進むように対応してまいりたい。まずは、こうした事務の円滑化を支援することによって進めまいりたいというふうに思っております。

○濱村委員 ありがとうございます。

こちらにつきましても、本当に、個人情報となりますが非常にデリケートだということで、市民団体等からさまざま言われるケースもございます。そういう意味ではしっかりと政府がガイドラインで提示することが非常に大事であるということを想定しているのか、お伺いをさせてください。

最初の質問で、要支援者について質問をさせていただきました。避難行動要支援者名簿、これが災害時に有効に活用されるためには、名簿をもと

に、具体的な避難体制、つまり避難を支援する側の体制を精査する必要がございます。

支援する側の体制をお聞きする前に、まず、支援する側は誰なのかを明確にしておきたいと思います。

本改正案では、避難支援者として、第四十九条の十一の二、消防機関、都道府県警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者、これを避難支援等関係者と呼んでおりますけれども、このように明記されているわけでございます。この避難支援等関係者とは、どのような方を想定されていらっしゃいますでしょうか。

そしてもう一点、要支援者何人に対して支援者が何人くらい必要であるというふうに想定されてしまうのでしょうか。このようなことを質問させていただくのはなぜなのかと申し上げますと、要支援者と支援者のボリュームバランスについては、均衡がとれているかどうか、これが必要になってくるかと思います。現時点で、この均衡がとれているかどうかということについては、確認はとれておりますでしょうか。教えていただければと思います。

【原田(憲委員長代理退席、委員長着席)】 二重、三重などということ、人のバランスというものは、もし万が一災害が起きた場合に助けに行けるのかどうかという点では、非常に重要なファクターになつてしまいるかと思います。

そういう意味では、先ほど、支援者の側の方というのはどのよう方が対象になるかというのを確認させていたいたんだすけれども、それだけでは足りないというようなことも想定されるかと思います。ぜひ、その他の避難支援等に携わる関係者というものをどんどんふやしていけるような方向性で考えていただきたいなというふうにお願い申し上げたいと思います。

もう少し踏み込んでいきたいと思います。

避難行動要支援者名簿を活用する自治体の中にありますと、非常に多くの自治体の中では、要支援者の名簿が作成されたとしても、避難支援者が不足してしまうようことが想定されます。そうした場合に、避難体制の確保が非常に困難になつてくるということも予想されます。こうした地域では、例えば、六十五歳以上の方々も違いますし、地域の特性もありますので、こみも違いますし、地域の特性を踏まえて、避難支援にかかる団体等を具体的に各市町村において検討いただいている、地域防災計画に定めていたくということを考えております。

その上で、こうした方々に本人の同意を得て要

支援者の情報を提供して、さまざまな避難訓練を行っていくわけですが、御指摘のとおり、一人一人の要支援者について具体的な避難支

援計画などを策定してもらうことになるわけです。が、複数であることが望ましいと考えております。

先ほども御質問ありましたけれども、支援する側は誰なのかを明確にしておきたいと思います。

○濱村委員 ありがとうございます。

二重、三重などということ、人のバランスというものは、もし万が一災害が起きた場合に助けに行けるのかどうかという点では、非常に重要なファクターになつてしまいるかと思います。

そういう意味では、先ほど、支援者の側の方というのはどのよう方が対象になるかというのを確認させていたいたんだすけれども、それだけでは足りないというようなことも想定されるかと思います。ぜひ、その他の避難支援等に携わる関係者というものをどんどんふやしていけるようになります。

このように、要支援者の名簿が作成されたとしても、避難支援者が不足してしまうようことが想定されます。そうした場合に、避難体制の確保が非常に困難になつてくるということも予想されます。こうした地域では、例えば、六十五歳以上の方

あつても避難を支援する側に回ってしまうであるとか、ほかの地域では十分要支援者として認められるような方々であつても自分で避難しなければいけないというように、各地域ごとに異なる避難体制も想定されてくるかと思います。

もちろん、これは各地域ごとの地域防災計画で各自治体が自主的に決めていくことであるというふうに思うわけでございますが、申し上げたとおり、場合によっては実効性のある避難支援の体制がつくれないことも想定されることについて、政府は、どのように支援体制をチエックして、それを実効性のあるものにしようとしているのか、お伺いできればと思います。

お伺してきればと思ひます  
○西村副大臣 大変重要な御指摘でありまして、  
自治体によつては、過疎化、高齢化が進んでい  
る、過疎地も含めてですけれどもありますので、  
どう対応するかというのは大変重要な課題だとい  
うふうに認識をしております。  
その意味で、先ほど来申し上げてお方用に小民

やの意味で、あるいは地元の消防団とか町生委員とか、あるいは地域の自治会でのそういう自主的な組織とか、そうしたところの活動を通じて、できるだけ平時から幅広く人材育成等に取り組んで、できる限りそうした活動を通じてそういう支援者の幅を広げていく、その努力が大事だというふうに認識しております。

ンの見直し等を通じて、地域づくりの組織とか、あるいは市民団体、福祉団体、そうしたさまざまなかな団体と要援護者、要支援者が連携をした防災訓練を行つたり、あるいは、福祉部局、防災部局のみならず地域づくりの部局とも連携をしてなかなか防災行事には声がかからないような人も含めて幅広く声をかけて、声掛け、見回り活動、そうしたことを通じて人と人とのつながりをつくって

いくということが大事だと思っております。  
さらに、御指摘のあった研修会等を通じて、そ  
うした幅広く人材を育てていくことも大事であり  
ますし、支援するには若干距離があつたり時間が  
かかたりするかもしれませんけれども、広域的  
な対応も念頭に置きながら、できるだけ幅広くそ  
うした支援を行つていただける人材を確保してい  
くことに取り組んでいきたいというふうに思いま  
す。

○濱村委員 ありがとうございます。

今、西村副大臣がおっしゃっていたとおりで、平時から幅広く推進していく、いざという災害時のためには地域の皆様が協力できる、そういった地域づくりをしていくことが非常に大事になってくるのではないかというふうに私も賛同させていただきます。

東日本大震災を契機に、多くの方が被災地や被災者の皆様のために何か貢献できることがないかと思います。そういうような意識あるいは機運が高まってきております。

いうもの、こういうCSR活動に積極的に取り組んでいる状況でございます。

もちろん避難支援ということは命かけの活動でございます。決して無理強いするわけではなくて、本当に企業の従業員の方々の中でも私も避難支援をしてもいいというふうにおっしゃってください。方については、避難支援等関係者として避難体制の中に名を連ねていただくことというのは、支援者不足に悩む自治体とCSRに積極的な企業の両者にとって互恵関係にあるのではないかということ

ふうに考えるわけあります。  
こうした取り組みは可能であるかどうかといふことについて、御意見を伺えればというふうに思います。

○古屋国務大臣 確かに、災害はいつ起きるかわからないませんので、できるだけ多くの協力者を確保する、大切だと思います。その視点から、企業の皆さんに協力をしていただいたらどうか、こういった趣旨の御質問だと思います。

やはり企業も、その地域で雇用を確保して、そ

して経済活動をしているというメリットの提供とともに、その地域で仕事をしているということは、そういう意味での社会的責任というのも同時に抱えているわけですね。

だから、そういった観点からすると、避難行動要支援者の生命または身体を保護するために、同意がない要支援者に関する名簿情報についても提供できるというふうに規定されておりまして、こういった場合、要するに、避難支援等関係者として企業従事者の力をかりるということも有力な方法の一つであるというふうに私は考えております。

このためには、やはりふだんから地域における企業と密接な連絡そして情報共有をしていくということが極めて大切だというふうに思つております。

○濱村委員 ありがとうございます。

本当に、ふだんから地域に企業が深く入り込んでいくということが非常に大事であると私自身も感じます。

私も民間企業で働いておりましたけれども、いわゆるCSR、一社員がかかわれることというの是非常に限られておりまして、たまに地域のごみ拾いをするとか、そういうふた本当に、実際に地域の方と触れ合うようなことはなかなかない。あるいは、地域の方々を呼んで夜店などを出しながら夏祭りをするとか、そういうこともやっておりました。しかしながら、本当の意味で地域に貢献するとなりますと、ふだんからのつながりが一番大事なのかなというふうに思います。

そういう意味でも、その道筋をつけるためのツールとして使つていけるのであれば、非常に大事なこととなっていくのではないかというふうに思うわけでございます。

続きまして、ここから少し質問のテーマをかえて、避難所の運営について伺つていきたいというふうに思います。

東日本大震災では、日本じゅうから大量の救援物資が届いたにもかかわらず、分配する段階で想

いれともいためたいたとしてお話を伺いました。  
先日の委員会では、避難所の運営ガイドライン  
を策定するという御答弁がございましたけれど  
も、一方で、避難所の責任者、リーダーの方々で  
すね、この方々に対する研修や育成といった取り  
組みも重要であると考えますけれども、御認識を  
伺うところ、ございました。

○西村副大臣 今御指摘の、うまく支援物資が配分できなかつた、届かなかつたというケースも多々あつたというふうに承知をしておりまして、今委員触れられました、まさに、避難所における良好な生活環境の確保に関する検討会報告書を踏まえまして、今後、避難所におけるそうした取り組み指針を策定して、その中で、基本的なことで

ありますけれども 年齢 性別 障害の有無 そ  
うした、被災者の置かれた状況は多岐多様にわた  
るということを踏まえた運営を行うこと。それぞ  
れの方々によつて必要とされるものが違うわけで  
ありますので、こうしたことを見つかり踏まえた  
運営を行うこと。それから、まさに御指摘ありま  
した、こうした避難所生活の支援を着実に、確実  
に、的確に実施できるように、担当職員に対して

実践的な研修や訓練を行つておくこと。これも今後考えたいと思います。

それから、市町村において避難所運営の手引といふものをつくっていくわけでありますけれども、そうした中で、まさに、平常時から避難所の運営責任者となり得る立場の方々、これは、そういう町内会、自治会の組織の長であるような方であつたり、あるいは施設の運営、学校の先生であつたり、さまざまなお方が考えられると思いますけれども、こうした、なり得る立場にある方々を

対象とした研修を実施するというふうなことも盛り込んで、今後、避難所の責任者に対する研修や育成というものがきちんと行えるように取り組みを進めてまいります。どうぞよろしくお願いします。

○濱村委員 ありがとうございます。  
本当に、リーダーになる方、想定される方は、ぜひ研修を行っていただきたいというふうに思います。

ラインでもさまざまお示しになつていただけるか  
とは思いますけれども、具体的にどういう役割が  
必要であるか、あらかじめ想定されている方が避  
難所の方々も自主的に動きやすいのではないかと  
いうふうに思います。その上で、役割ごとの体制  
図を各自治体で想定しておくべきではないかとい  
うふうに考えます。

ぜひ、避難所の規模別、これは、規模といつて  
も箱の大きさではなくて人の多さを想定しており  
ますけれども、規模別に運営体制をパターン化し  
たガイドラインを策定するなど、東日本大震災で  
学んだ具体的な内容を提示すべきかと思います  
が、いかがお考えでしょうか。

○西村副大臣 非常にいい御指摘をいただきまし

本大震災においても、運営関係者の役割分担がはつきりしないというようなことから混乱が生じるなどの問題があつたものと承知をいたしております。そうしたことでも踏まえまして、各担当の役割分担を明確にしておくとか、あるいは、分担に問題が生じた場合に、それを調整するコーディネーター役を配置するとか、こうしたことも必要であるという認識をしておりまして、先ほど申し上げた、避難所における今後の取り組み指針の中にそうしたことでも盛り込んでいきたいというふうに思っております。

できる限り、市町村に向けてわかりやすいもの、地区地区の特性、避難所として想定される場所もあるわけでありますので、そこに入つてこちら

られた方々、人数、規模なども念頭に置きながら、今後、御指摘の点も踏まえて、取り組み指針の策定を進めてまいりたいというふうに思います。

時間もなくなつてきましたので、ちょっと質問を割愛させていただきますけれども、せつかく総務省の方にもお越しいただいておりますので、御質問をさせていただきたいというふうに思いました。

今日の行政サービスにおきましては、情報システムというものは必要不可欠であるというふうに考えております。今の環境下におきましては、災害時あるいは災害からの復興時において、情報システムのBCP・DRについて講じていく必要があるかと考へるわけであります。BCP・DR、言わざるがなとは思いますけれども、事業継続計画あるいは災害復旧の視点でしっかりと対策を講じていく必要があるということをございます。

情報システムは行政サービスを支える貴重な財産であるという認識から、地方自治体におきましても、情報システムにおけるBCP・DRについて措置を講じるようなどを推進していただきたいと思うわけでござりますが、いかがでしようか。

○関政府参考人 お答えいたします  
今先生御指摘ありました情報システムのB.C.P.-D.R.、これは私どもも、まさに大変大事なテーマだと同じように感じております。  
そこで、今回の東日本大震災の教訓を踏まえまして、私どもの方でも、有識者の方々あるいは行政の実務を担当された方々からの御意見も研究会を通じていろいろ伺いまして、先般、I.C.T部門の業務継続計画の初動版サンプルを各地方公共団体の方にお示しをいたしました。私どものホームページでも公表しております。  
私どもも、それをもとにいたしまして、各自治体の方で取り組みが進むように支援してまいりました。

業務継続計画、示すだけではまだまだこれからでありまして、ぜひ徹底をしていただけるまで継続的に取り組んでいただけにならうに思ひます。

次の質問ですけれども、時間がないので最後になるかとも思いますが、情報システムを運用する現場においては、障害が起きた際に、その障害をおさめる設計思想として、フェールセーフがあつたことはありますか。

すけれども。  
フェールセーフというのは、何があつても安全側に倒れるというような設計思想でございます。フェールソフトというのは、故障した箇所を特定して、その故障した被害のあるところを最小限にして、システムを完全停止することなく業務継続できるというような設計思想であります。フェールソフトの例でいえば、飛行機のエンジンの片肺運転などはそのような物の考え方につとつてゐるわけでございます。

こうした考え方につとつて、システム基盤におきまして、冗長性あるいは多重化という対策が必要となつてくるのかなというふうに考えるわけでございます。しかしながら、それは結果的にコ

ストかかるもよなごとにも「なかつてまいりま  
す。行政の情報システムを今申し上げた設計思想  
に基づいて構築していくところもあれば、できて  
いないところもございます。各地方自治体で独自  
に多重化してコストがかかることを考えれば、政  
府が主導してバックアップの環境整備を行つた  
り、クラウド化するなり、地方も含めた情報シス  
テムの効率化が推進できるかと思ひますが、災害  
対策、災害復旧の観点からどのように考えていい  
らっしゃるか、御所見をお伺いしたいと思いま  
す。

○関政府参考人 お答えいたします。

ただいま御指摘いたしました、災害時における  
システムの問題、これは通常の場合もそうでござ  
いますが、やはり、一つは、きちんとそういうま  
す。

仕組みを整えるという問題と、もう一つは、先生御指摘の効率化を図る、これをバランスをとりながら、いざというときにきちんと対応できるようなシステムをつくる、そこにはてて見て事務

思つております。

いう法案も一つの機会をいたしまして、私ども、複数の自治体でクラウド化いろいろなバッタアップ体制をとる、あるいは、いざというときに対応できるようにするということを積極的に推進してまいりたいと考えております。

○濱村委員 ありがとうございます。ぜひ、引き続き推進をお願いしたいと思います。

時間になりました。大変にありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○坂本委員長 次に、椎名毅君。

○椎名委員 おはようございます。

本日は、災害対策基本法等の一部改正に関する法律案の審議ということで三十分のお時間をい

先般、本会議でも古屋大臣に対する質疑をさせていただきましたけれども、再度の質疑ということで、この委員会で時間をいただいたこと、本当に感謝を申し上げたいというふうに思つております。

本会議でも、私自身、指摘させていただきましたが、自然災害との関いというのは、我々の、人間の想像力との關いだということをごぞざいます。灾害イメージーションといつものだと思いますけれども、企業等も含めまして国民全般これから、政策立案者である役所、我々政治家、こういったものがこういった災害に対する想像力を働かせて常に動いていかなければならぬといふことなのかなというふうに思つております。

先般、本会議のときにもお聞きした視点から引き続き伺いたいんですけれども、結局、本法が災害対応の一般法として、今後起きた災害に対し十分な対応となっているかという観点から伺つていただきたいと思います。

から、その背景にあるオールハザードアプローチというような考え方、こういった考え方に対しても、日本の法制度の中で採用を検討するというところについて御所見をいたただければと思います。

まして、今般、被災二法という法案を法務委員会の中で審議しているんですが、その中でちょっとおもしろい話があるので開示させていただきたいんです。

そういうふたとくに、日本の自衛隊法も、これは警察予備隊法から援用されて、ずっとずっと、改正されて改訂されてきているので、どうしても日本の自衛隊法も実はポジティブリスト型になつて

本法は、伊勢湾台風を契機として定められたものでございます。それ以前には、基本的には、水害があれば水防法、何があればという形で、個別の災害が起きれば個別の対応をするということです、いわゆるシングルハザードアプローチ、こう

積んでこられましたので、やはりそういう視点というのはあるんでしょうね、いわゆるオールハザードアプローチ。アメリカはFEMAがありますけれども、日本にはそういう組織はないということ。

て借地借家法の特例を定めていく、そういう法律なんですねけれども、実はこれは、従前からある法律を一旦廃止するという法律でもございます。それはどういう法律かとすると、罹災都市借地借家特例法、そういうような名前の法律。

いて、自衛隊が何ができるかだけ書いてあるわけです。

害対応を一括して扱う。

いろいろな考え方方に基づいて日本の災害法制というものがつくられている、それを統合するような形でこの災害対策基本法という法律が存在しているということなんだろうというふうに思います。しかし、これに対して、例えばアメリカとかでは、人災、天災を問わず、一つの法律で、一つの組織で災害対策というものを行っていく。スタンフォード法という法律があるそうですが、これども、こういった法律に基づいて、火事や爆発等の人災から自然災害までという形で幅広く、災

アメリカで採用されてしまい、それもオールハザードアプローチというものは、自然災害だけではなくて、事故だとかあるいはテロ、戦争、全てのリスクに対して同じ方針で臨もうという基本的な考え方ですよね。そうすると、対応方針に左右されず、速やかな対応が望めるという視点からは有効なんでしょうね、考え方としては。

日本の方は、やはり個々の規定の多くは自然災害を念頭に置いているんですね、この災害対策基本法は。災害の定義に示された地震、津波、豪雨、噴火などの自然災害のほか、事故災害も含め

これは何かというと、東京大空襲があつた後、戦争が起きたときに東京に借家をして住んでいた人たちに対して、その借家が空襲でだめになつたときに、その土地に、借家として借りていた人がそこに借地権を設定できる、そういう法律なんだと思います。これが実は災害対策の法律として、ずっと改正されながら、生きてきたんです。

いな形でやりたいことをねじ込んでいくか 無理やり特別立法をつくって、すごく急いで特別立法をつくつて対応するというようなやり方ですつとやつてきたというのが今までの自衛隊法の改正及び有事立法だったと思います。

災害立法についても実は同じなんじゃないかなというふうに私は思つていて、災害対応の主体というものを定めていくことについては、基本的に必要だらうとは思います。そういう意味で、この災害対策基本法で、誰が、何を主導的に行うとということについて決めていくことは必要なんだろ

これについて、全て共通の用語で語り、装備の標準化を図り、各省庁などの役職の名称などを統一化するというような形で標準化を図る。FEMAという組織がございまして、ここで調整して、それで多極間共同システムというものを採用していく、全ての組織が共同して仕事をしていくという形で、オールハザードアプローチというアプローチで行っているということなんだと思います。こういった形で行っていくためには、どうしても、今し方申し上げたFEMAというような組織で、トップマネジメントというような組織が存在して、全体を統括していくという組織が必要なのかもしません。

て災害一般を広く対象として、予防、応急対策、復旧という段階にわたって共通の対応を定めてはいるんですね。

一方、戦争であるとかテロであるとか、そういういた災害とは、その類型によりまして、被害の形だとか発生過程が全く異なりますので、国とか地方公共団体の責任の所在とか役割だとか具体的な対応についても、どうしても日本の場合は違った生じざるを得ないんですね。

そういう意味では、日本の法体系、法制度上は、危機の類型に応じた対応をなされているし、現行法上ではそういうふうにせざるを得ないといふのが基本的な考え方です。

で使われてきた法律というのも援用されていたりはするわけです。だから、そういう形もあるのでもなく、統一的な方針で考えていく方が有効なのではないかななどいうふうに私自身は思うところでございます。

次に行きたいと思います。

同じような話なのかかもしれないですが、日本では、個別対応をしていくということで、特にこの災害対策基本法についても、基本的にはやはり有事の中で災害対策本部が何ができるかというポジティブリスト型の法律の規定になつているわけでございます。

うと思ひますけれども、あくまでもやはり国民の保護のために何が、国民の保護のためにできることは全てでありますから原則とした上で、例外的にこれとこれとこれとこれはできないという形のネガティブリスト型にした方が、想定外の事態が起きたときに対応がしやすいのではないかというふうに思うわけでございます。

通常、海外の法律なんか、特に有事関連の法律であれば、特に軍隊関連の法案であれば、大抵こういう不ガテイブリスト型の法律になつてていると、いうふうに思ひます。なので、そういったことについても御検討してほしいなと思うんですけれども、御所見をいただければと思います。

せんだって、私自身も本会議で、非常事態省の必要性、検討の必要性と採否についてというふうに、も御提言申し上げたところではございますけれども、改めてもう一回、こういった非常事態省であつたりFEMAであつたりというところ、それ

○椎名委員 ありがとうございます。  
戦争等については類型が違うという御指摘をいたしました。それはそのとおりかなとは思うんですけど、

先般の本会議でも私自身が指摘しましたけれども、非常事態というのは戦争と同じだという指摘をロシアでいただいたという話をさせていただきましたが、基本的には、やはり戦争が起きた後どうやって復興していくかと同じように考えていく

○古屋国務大臣 委員の御指摘は、やはり委員は米国での生活も長いので、アメリカの考え方といふものを援用して、いわばネガティブリスト型はできないんだろうかということですね。

やはり日本では、アメリカとは憲法が基本的に

○椎名委員 ありがとうございます。

○古屋國務大臣  
委員の御指摘は、やは

（本筋） 戦争等については類型が違つていう御指摘をいたしました。それはそのとおりかなとは思うんです。

米国での生活も長いので、アメリカの考え方というものを援用して、いわばネガティブリスト型はできないんだろうかということですね。

全く違いますので、日本で本当にネガティブリス

ト型をやろうというと、憲法にまで踏み込む壯大な作業になつてくると思います。ですから、日本は、現行憲法、そしてそれに基づく現行法に従つた対応をしているということでございます。

気持ちとしては、私、わからないでもないん

すけれども、じゃ現実にそういった対応をしてい

こうというと、かなり困難かなという感じがする

し、そういう話になつてくると、むしろこの災害

対策特別委員会ではなくて、場合によつては憲法審査会とかそういうところで議論をして、根幹のあり方について議論していくことになるのではないのかな、そんな印象を持っています。

○椎名委員 ありがとうございます。

大臣は、今現職の大臣であられまして、内閣の一員である以上、その程度しか確かにおっしゃれないんだろうなというのにはわかつた上で言つています。

立憲主義の考え方からして、基本的には、法律に基づく行政という考え方方が基本的にはあって、行政は法律に基づいて行つていかなければならぬ。

継割りの弊害とかいうふうに指摘をする人もおりますけれども、一応、だから、法律に基づく行政という考え方がしつかりしているからこそ役割分担と職務分掌がきちんとしつかりした行政が行えるというのは、そのとおりなんだと思いま

す。

だからこそ、有事と平時で分けて考える考え方

ということ、引き続き、もしかしたら憲法審査会かもしませんけれども、議論をしていく必要があるうかと思います。特に、大臣も自民党的憲法改正試案について関与されていましたけれども、その非常事態法制のところについてもよく御理解されていると思いますので、ぜひ引き続き御検討していただきたいな、私自身、私たちとしても検討していきたいなというふうに思つてます。

それから、さらに、徐々に中身に入つていきま

すが、三点目ですけれども、対口支援という考

方があります。これはもともと、基本的には中国の考え方のようです。本來的には、一対一対応の

支援という意味でございまして、中国において比

較的経済的に進んでいた省とか直轄市とかが、経済発展のおくれた町について経済的な支援をしていく、そういう制度、これが本來的には対口支援

という制度なんだそうです。

これを踏まえて、先般、四川の大きな地震が起

きたときに、この対口支援の考え方を復興法の中

に取り入れたというふうに聞いております。すな

わち、どういうことかと、一対一対応で、被災していない大都市から被災している自治体に

ついで、要は、この都市は、北京は、上海は、

それから重慶は、個別のこの都市を引き続き継

続的にずっと面倒を見る、応急措置から復旧、そ

れから復興に向けてと継続的にずっと面倒を見続

ける、そういうような制度を取り入れたそうで

こういった制度を日本の災害対応においても取

り入れるということが考えられないかというふう

に思います。そのメリットは何かと、結

局、例えば、新潟がどこ面倒を見る、どこが南

三陸の面倒を見る、どこが何とかを見る、こうい

う形で一対一対応でやつていくと、進展のぐあい

が目に見えて、支援している自治体ごとに違つて

くるわけですね。そうすると、自治体ごとに支援

のレベルが違うということで競争関係が生まれる

ということ、より復興が進むのではないかとい

うようなところ。

それから、一都市が一都市の面倒を、都市な

か県なのかなというのは定義の問題でありそうです

けれども、一自治体が一自治体の面倒を見るとい

うことによって、最初から、災害応急対応から復

興まで継続的に面倒を見るということで、相互の

コミュニケーションが図られることによって、人

材交流なんかもできますし、防災教育という観点

でも非常にいい。

ささらに言うと、支援している側にとつてもメ

リットがあつて、ずっと継続的にそこの町を支援

することによって、支援している側にも防災のノウハウが伝わるというところで、非常にメリットのあるところでございます。

こういったところについて、日本においてもちょっと検討してみた方がよろしいんじゃないかな

という観点から、御所見をいただければと思いま

す。

○西村副大臣 大変いい御指摘だと思います。

今般の東日本大震災に際しても、私の地元兵庫

県は宮城県とタイアップして、宮城県への職員派遣、いわゆる対口支援的な形で、一対一対応で大

変な支援をしてきたものと承知をしております。

まさに御指摘あったように、迅速かつ的確な災

害応急対策の実施から、さらに復旧復興の段階に

至るまで、継続的な支援ということで、一貫的な

支援、あるいは結果として人材の育成、ノウハウ

の蓄積といった、まさに御指摘のあつた点から見

て、非常に有効なものであるというふうに認識を

いたしております。

現に、全国知事会においても、対口支援の考

え方を取り入れて、既に、災害時等の広域応援の考

え方を取り入れて、既に、災害時等の広域応援の考

え方を取り入れて、既に、災害時等の広域応援の考

え方を取り入れて、既に、災害時等の広域応援の考

え方を取り入れて、既に、災害時等の広域応援の考

え方を取り入れて、既に、災害時等の広域応援の考

れます。実は、今般の東日本大震災につきましては、れども、福島県から岩手県にかけて、津波の被災をした地域がどれだけ義援金を受けているかといふところと、例えばテレビ報道の回数とか新聞の報道の回数とか、こういったところで統計をとつて回帰分析してみると、報道されているところが非常に数が多い、要するに支援を受けている数が多い。

裏を返すと、何が言いたいかというと、報道されているところというのには被害が最も甚大であるかどうかについては、必ずしも関係がないわけでございます。被害が甚大ではなくても、特殊な事例があつた場合について、いろいろなメディアがそこに集中をするということもよくあるわけでございまして、裏を返しますと、ある研究者から聞いた話ですけれども、回帰分析という話をしますと、例えば死者数とかと支援を受けている義援金の額とかを比較すると、必ずしも相関関係があるわけではないというような形で、どうしても、支援される部分に対して漏れが出てしまうんだと思うんですね。

そういう意味でも、その漏れをなくすという観点からも、対口支援という考え方は非常に有益なのではないかなというふうに私自身は考えております。ですので、その制度化という方向に向けては、ぜひ御検討いただきたいというふうに思います。

そうしたことでも踏まえ、また御指摘いただいた点も踏まえて、内閣府といたしましても、今後、

全国知事会とも連携をして、そうした対口支援の

ような応援体制の充実強化に向けて、取り組みを

ぜひ進めてまいりたいというふうに思います。

○椎名委員 ありがとうございます。

ぜひこれを、法整備として制度化するかどうかはさておき、制度としてつくつていくというのは一つ考えておくところだと思います。

特に、こういったことをすると何がメリットがあるかというのをもう一つだけ指摘をさせていた

けれども、まず、前提としては、今、内閣府の中央防災会議の分科会のところで検討されている南海トラフの地震と首都直下の地震の、それぞれ

被害想定の金額をざつくりといただければと思

います。

○亀岡大臣 政務官 昨年度に想定した南海トラフ

巨大地震の被害は、最大のケースで死者数約二万人、全壊棟数約二百三十八万戸、避難者約三百五十万人、食料の不足数が三日間の合計で約三

千二百万食と今想定をしております。

また、首都直下地震においては、現在、首都直下地震モデル検討会において地震モデル検討をしている段階であり、まだこれらの被害を算定していません。過去の想定を紹介すると、平成十六年度に想定した首都直下地震の被害は、最大のケースで死者数約一万一千人、全壊棟数約八十五万戸、避難者数七百万人と想定されています。

このように、南海トラフ巨大地震、首都直下地震が発生すれば極めて甚大な被害となる可能性があると今考えております。

○椎名委員 ありがとうございます。

例えば、南海トラフの地震で、死者だけでも、死者・行方不明者二万人前後というところの東日本大震災と比べても十六倍なわけございます。

○亀岡大臣政務官 資産等の被害ですが、合計で約百六十九兆。そして、経済活動への影響としては、四十四・七兆が生産とサービス、また、交通寸断による六・一兆円、交通寸断に起因するものとして十六・九兆円ということで被害額を想定しております。

○椎名委員 ありがとうございます。

百六十九足す四十四足す六・一足す十六・九といふことで、要は、大体二百二十兆前後くらいなわけです。二百二十兆というのははつきり言つて想像がつかないんですけど、日本の一年間のGDPのGDPが五百兆前後なわけです。それの要するに四割なわけでございます。日本のGDPの四割に相当するスケール感の地震が起きることが想定されているということを基本的にはまず前提として、我々は防災というものについて考えていかなければならぬんだというふうに思つています。

そんな中で、要するに日本の一年間のGDPの四割が毀損をする、そういった大きな地震が最大で起き得るといったときに、やはり、今の、現法

制の基礎自治体を中心とした災害応急対策というものが、そこを中心として考えるというのは必ずしも十分ではないんじやないかなというふうに思ひます。当然、自治体個別で対応することができるわけもないわけでございます。

今般の法改正において、応援要請、それから応急措置の代行といったところで法的に手当てがなされていることは十分に理解をしております。しかし、日本のGDPの四割という結構大きな金額、規模で想定される地震というものがあるればいただきたいんです。

○亀岡大臣政務官 資産等の被害ですが、合計で約百六十九兆。そして、経済活動への影響としては、四十四・七兆が生産とサービス、また、交通寸断による六・一兆円、交通寸断に起因するものとして十六・九兆円ということで被害額を想定しております。

○西村副大臣 これもまた大変重要な御指摘だと思いますけれども、基本的には、一番住民に身近なところということで市町村の役割・権限、避難勧告するにしても、やはり地域住民のことを一番よくわかっている市町村長の権限というのではなく大事だと思っておりますので、その意味では、基礎自治体を一義的な主体としているというのは、その上で、御指摘のとおり、大規模になればなるほど、とても市町村だけでは対応できませんし、機能を失つてしまふ。今回の東日本大震災でも、市役所自体が相当な被害を受けて機能しなかつた場合も多々見受けられたわけでありますので、そういう意味で、今回、その機能を補完する形で、その機能を失つてしまふ。今回の東日本大震災で、それを補完する形で、その機能を失つてしまふわけですね、リスクが。そうすると、リスク順で決めていくと、優先順位が結構後ろになってしまふわけです。それで本当にいいのかという話なんですね。

先ほども申し上げましたけれども、GDPの約四割に相当する金額が最大で想定されるとなると、そつくりそのままこのぐらいの金額の規模で被害が仮に起きたとすると、我が国だけでは絶対に対応できません。我が国の一年間の稼ぎの四割が消えるわけですから、我が国だけでは絶対に対応することができません。物すごく確率が低いけれども、その結果としてリスクも低いけれども、金額が我が国だけでは対応し切れられないレベルになつてしまふというところに大きな大きなジレンマがあるというのは、私自身も理解をしていま

○古屋国務大臣 今委員の方から、南海トラフの地震の二百二十兆。これは、実は私、記者会見をしたとき、千年か二千年に一遍、想定外を避ける、冷静に正しく恐れてもらう、そういう観点で発表して、このケースが起きるというのは極めて低いんですね。

一方、事前対策を、例えば耐震化することによってその被害を半分以下に抑えられるとか、同時にそういう取り組みもしておりますので、委員がいろいろ南海トラフのことでの御質問になる、あるいはお話をされるときには、ぜひそういう趣旨をしっかりと盛り込んで対応していかないと。ただ、何というんですか、不必要に恐れる必要はないと思います。改めて申し上げますが、冷静に正しく恐れていただく、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○椎名委員 ありがとうございます。

おっしゃるとおりだと思います。要は、リスクというのは何なのかという話ですけれども、どのくらいの金額がどのくらいの確率で発生するかというところだと思います。どうしても何千年に一回とかという災害になつてしまふと、確率が物すごく低くなるので、掛け算すると小さくなつてしまふわけですね、リスクが。そうすると、リスク順で決めていくと、優先順位が結構後ろになってしまいます。それで本当にいいのかという話なんですね。

先ほども申し上げましたけれども、GDPの約四割に相当する金額が最大で想定されるとなると、そつくりそのままこのぐらいの金額の規模で被害が仮に起きたとすると、我が国だけでは絶対に対応できません。我が国の一年間の稼ぎの四割が消えるわけですから、我が国だけでは絶対に対応することができません。物すごく確率が低いけれども、その結果としてリスクも低いけれども、金額が我が国だけでは対応し切れられないレベルになつてしまふというところに大きな大きなジレンマがあるというのは、私自身も理解をしていま

そんな中で、優先順位をリスクではかっていくとどうしても劣後してしまってところについて、我どもが国だけでは対応できない可能性があり得るという観点から制度を整えていき、そしてハード、ソフトでそれぞれ防災の施策をとっていくということが私自身の問題意識でございまして、殊さらにはこの金額を強調する意味は私自身は持つていません。しかしながら、日本のGDPの四割という結構大きな金額、規模で想定される地震というものがあることは自分たちで守るという話なんですよ。いざ災害が起きたときに逃げろという話は、逃げろ、もしくは土砂崩れなんかなで家の中にこもつていろという、そういった意味での自助といふ、災害に直面したときの自助というのは、それが誰しもが本能としてやることだと思います。そうではなくて、ここで言つてある自助というのは何かというと、もし方が一災害が起きたときに、起きた被災を極小化するために事前にどれだけ準備をするかという話が、自助という観点から物すごく重要なこと私自身も思います。

そんな中で、例えば地震保険に入るとか自分の住んでいる木造の家を耐震化するといったこと、それから、例えば自分の住んでいる家の本棚が倒れないようにするとか、そういうふうに私自身は思いますが、企業に災害弱者を受け入れてもらうとか、そういう制度をつくっていくというのも重要なことです。先ほど、前の方が企業の話をしておりました

良心だけに頼つてある自助というのはなかなか難だと思います。



の、あるいは定着したもの、こうしたものを、一定のスタンダードというんでしようか、捉えておく。ここまででは当然国の支援はあるんだよというふうなことを整理しておくと、いかがでしようか。

○西村副大臣 もちろん、東日本大震災での経験、それから、さらにさかのぼつての阪神・淡路大震災での経験、これは我々にとっては、大事な経験、教訓としてしっかりと受けとめて、復旧復興の事業についても、それぞれ検証しながら今後につなげていくことが大事だというふうに思っています。

ただ、あらかじめ財政上の措置についてそうしたメニューを用意しておくというのは、先ほど申し上げたとおり、被災した地域の特性によつても違いますし、そのときの国、地方の財政状況も違いますし、規模も当然、災害のたびに違うわけでありますので、あらかじめ東日本と同じメニューを個別具体に措置するというのは適当ではないというふうに判断をしたところでございます。

○高橋(千)委員 ゼビ、大臣にも通告をしておりましたので、これは最後にもう一度質問しますので、答弁をいただきたいなと思うんです。

私は、四十事業も、もつとふやせという意見もありましたし、これでいいとは言つていないんですけど、それでも、全く一つも決まらないというのではなくて、一定の標準を決めておく必要があるのではないかということを提案していまますので、検討いただきたい。また、本当にそのときになつてみなきやわからないよというのであれば、あらかじめ復興基金という仕組みをある程度とつておいて、最初は自治体に任せると、そのくらい言わないと、本当に前に進まない。せつかくこういう法制をつくつても前に進まないですよね。大臣、どうですか。

○古屋国務大臣 東日本で、震災いろいろメニューをつくりましたね。これはあくまでも個別に応じてつくつたんですけれども、でも実際、その経験、知見というのはすごくあるんですよ。だ

から、その経験を、今後もし大規模災害が発生した場合、その復興に適切に対処していくための参考になりますよね。そういう対応によつて、被災市町村にもしっかりと復興事業にも取り組んでいます。

ただけるということにつながつていくと思いま

○高橋(千)委員 これはぜひ検討課題にしていただいたいと思うんですね。結局、震災の直後にまず始めたことは、阪神・淡路大震災でできたことは何だったかと。あの財特法ですね、そこを少しでも乗り越えようというところからスタートをいたしました。ですから、やはり乗り越えていくんだというふうな決意を持つて一定の整備をしていくということが必要ではないかということで提言をさせていただきました。

そこで、教訓ということで、震災絡みで少し具体的なことを伺いたいと思います。

津波復興拠点整備事業、これは市街地、住宅ですとか水産関係ですか、あらゆるものを一体的に整備をするというの非常に歓迎をされている事業でありますけれども、これが、一自治体二カ所ですか、条件が厳しいという声もございます。

ただ、例えば最大の被災地である石巻などでは、広域合併をしているので、これでは全然おさまらないよという声が現場から上がつていいわけですが、柔軟にできいでしようか。

○樺島政府参考人 津波復興拠点整備事業につきましては、今御指摘ございましたけれども、地域全体の復興を促進する上で必要な投資を集中的に行うということ、このことによりまして主な都市機能を迅速に回復する。このために、用地の全面買収方式によりまして、被災した都市機能を集約的かつ迅速に整備していく、こういう事業制度として創設されたものでございます。このような事業制度の趣旨に照らしまして、都市ごとの箇所数や規模に関しては一定の要件が設けられているところでございます。

また、この事業制度の対象にならないケースに

め、この事業のほかにも、活用が考えられるさまざまな事業手法も用意されていところでござります。

今後とも、地方公共団体のニーズや実情を踏まえながら、必要な事業を工夫し、前に進めていた

だきますよう、津波復興拠点整備事業の柔軟な活用、あるいは他の事業制度も含めまして、最適な事業の選択や実施について、きめ細かく町づくりへの助言と支援を行つてまいりたい、かように考

えております。

○高橋(千)委員 やはり絶対合わせわざというのが必要ですので、今、柔軟にというお答えをいたしましたので、よろしくお願ひをしたいと思ひます。

それで、ちょっと順番を変えまして、経産省に伺いたいと思うんですが、グループ補助金の廻及適用が三月の七次募集で打ち切られるということを考えている事業者もあるじゃないかということ

で、私、八日の参考人質疑でも取り上げたんであります。

塩釜の商工会議所の桑原会頭が、この方自身はグループ補助が適用になつて活用された方なんですが、やはりまだ全然更地の状態であると考へている事業者もあるじゃないかということ

で、これから八次募集に向けて申請を準備したいと考えて、私が、八日の参考人質疑でも取り上げたんであります。

塩釜の商工会議所の桑原会頭が、この方自身はグループ補助が適用になつて活用された方なんですが、やはりまだ全然更地の状態であると考へている事業者もあるんじゃないかということ

で、私は、八日の参考人質疑でも取り上げたんであります。

塩釜の商工会議所の桑原会頭が、この方自身はグループ補助が適用になつて活用された方なんですが、やはりまだ全然更地の状態であると考へている事業者もあるんじゃないかということ

で、私は、八日の参考人質疑でも取り上げたんであります。

塩釜の商工会議所の桑原会頭が、この方自身は

いう形は適用しない。それから、土地のかさ上げ等のおくれから復旧がおくれている地域を支援の対象とするということにさせていただきました。こういう見直しに当たりましては、これまでに、被災三県を初めとしまして、関係自治体と十分な調整を行つて検討を進めてまいりたところでございます。また、事業者の皆様に対しましても、二十五年度以降は廻及適用はしませんという旨を周知させていただきながら進めてきたという

ことでございます。

なお、廻及適用が必要なケースをできるだけ支援するということで、ことしの二月上旬に、追加的に七次募集というのを実施して、広く申請を呼びかけたところでございます。その際に、国と県が連携をしまして、実際に出てきた内容につきましても、その内容を向上させるために、具体的かつきめ細かな相談対応を行いまして、これによりまして、廻及適用が必要な案件を可能な限り幅広く採択させていただいたということございました。

今後につきましては、本補助金の適切な運用によって、自力重建のめどが立たない方を含めまして、復興がおくれている地域の復興を加速化してまいりたいと思っております。

また、あわせて、二十四年度までであれば廻及の対象となり得た、既に自力で復旧された方の方々につきましては、積極的に資金繰り支援を行ふなど、きめ細かな対応を行つてまいりたいと思つております。

○守本政府参考人 お答え申し上げます。

グループ補助金につきましては、二十四年度の予算までは、被災事業者の早期の復旧、事業再開を後押しするということで、補助金の交付決定前にお復旧に着手をされた事業者の方も、例外的に廻及適用ということを認めてございました。

二十五年度、すなわち第八次公募からの申請でございますが、これは、申請から二年たちまし

思うので、要するに、おくれているのも、事業者のせいではなくて、復興計画がやむを得ずおくれているという事情があつてのこともあるわけですから、せっかく今、それで駆け込み需要というものもありましたし、自治体の声もよく聞いている中で、それでも漏れるような、残念ながらちょっと間に合わないというふうなところがないように、何とか支援をしていただきたいということを、検討を含めて要望したい、このように思つております。

そこで、内閣府に戻りますが、被災者生活再建支援法、これも申請の期限が、原則、発災後三ヶ月となっております。当然、これも同じで、三年では再建が困難な実態も踏まえて、柔軟に延長を認められるはずだと思ひますけれども、確認をしたいと思ひます。

○古屋国務大臣

お答え申し上げます。

支援金の申請期限、原則として、基礎支援金は発生した日から十三ヶ月を経過する日、加算支援金は発生した日から三十七ヶ月を経過する日までとなっています。

しかし、実際、やむを得ない事情はありますので、被災世帯が期間内に支援金の申請をすることができないと認めるとき、これは都道府県の判断で申請期間を延長することができます。現実に、岩手県、宮城県、福島県においては平成三十年四月十日、千葉県においては平成二十七年四月十日まで延長をされているところであります。

○高橋(千)委員

ありがとうございます。

今、期限の延長の問題と遡及の問題を取り上げたんですけども、やはり震災のときは、危険区域の設定自体が大変おくれたがために自力再建に踏み切ってしまった、それで遡及もできない方が、今のグループ補助の話ではなくて、そういうことがたくさん起きました。

ですから、指摘をしたような復興の枠組みがわかつていて、ここまでは支援ができるだろうということがあれば、きっと今のそういう、仕方がなく先にやって、お金が全然出ないというようなこ

とはほとんどなくなつていくのではないか、そういう問題意識のもとにきょうの質問をさせていただきました。大いに検証して、次につなげていきたいと思います。

ありがとうございました。

○坂本委員長 次回は、来る二十一日火曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時五分散会





平成二十五年六月五日印刷

平成二十五年六月六日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇